

武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案に関する 無作為抽出市民アンケート実施結果

1 アンケートの基礎情報

1 調査目的

武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案について、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会にて今後整理すべきこととされた2つの論点（①投票資格者に外国籍市民を含めるかどうか、②住民投票の実施を請求するために必要な署名数はいくつか）について、広く市民の意見を聴取し、条例制定に向けた検討に資するため、無作為抽出市民アンケートを実施した。

2 調査期間

令和3年3月10日 ～ 令和3年3月31日

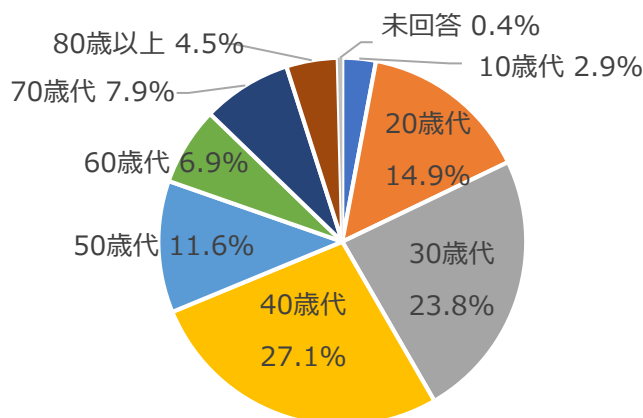
3 調査方法

令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上の方から2,000名を無作為に抽出し、アンケート用紙を郵送送付。回答方法は、同封の返信用封筒にて提出していただく郵送回答と、市ホームページのアンケートフォームから回答を送信していただくWEB回答の2パターンとした。

4 回答者数

	郵送総計	Web 総計	計	回答率
回答数	412	97	509	25.5%

【年代別割合】



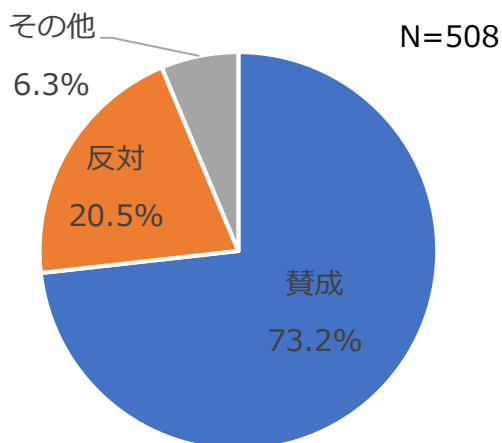
5 集計について

- ・図表内の「N」は、各設問における有効な回答を行った回答者の合計を表す。
（例）「N=507」⇒ 回答者は507人（無回答者を除いている）
- ・集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

II 集計結果

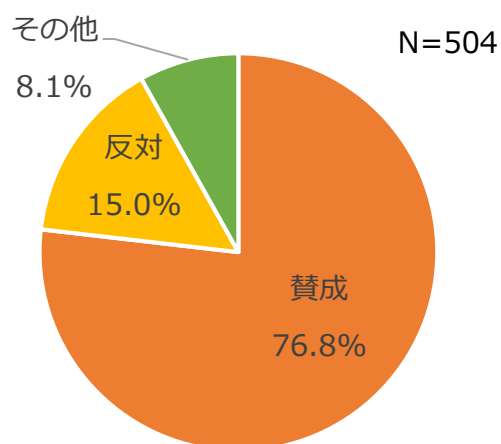
問1 「外国籍市民も投票資格者に含める」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

- 「賛成（73.2%）」の回答が最も多かった。
- 賛成の回答理由を記載していただいた方のうち、41%が「外国籍の方も本市で生活している住民であるため」、17%が「多様性を認め合う必要があるため」、15%が「市の考え方に同意する、説明に納得した」という趣旨の意見だった。
- 反対の回答理由を記載していただいた方のうち、56%が「日本国籍市民のみに限定すべき」、15%が「在住期間や在留資格の要件を設けるべき」、9%が「今後、外国籍市民の人数が増加する可能性があるため」という趣旨の意見だった。
- その他の回答理由を記載していただいた方のうち、72%が「在住期間や在留資格の要件を設けるべき」という趣旨の意見だった。



問2 必要署名数を「投票資格者の4分の1以上」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

- 「賛成（76.8%）」の回答が最も多かった。
- 賛成の回答理由を記載していただいた方のうち、75%が「市の考え方に同意、妥当な数である」、12%が「制度濫用を防止できるため」という趣旨の意見だった。
- 反対の回答理由を記載していただいた方のうち、59%が「要件を下げるべき（5分の1以上、6分の1以上など）」、30%が「より厳しい要件を設けるべき（3分の1以上など）」という趣旨の意見だった。
- その他と回答した方からは、「3分の1以上」や「6分の1以上」といった割合が提案されているほか、「案件ごとの割合を検討すべきではないか」「ある程度のハードルの高さは必要だが、判断できない」といった意見があった。



III 各設問における自由記述の回答

問1 「外国籍市民も投票資格者に含める」とする市の考え方へのご意見

【賛成】

- 住民なので
- 本市に生活している。
- 外国籍の方も市民だから
- 市民である以上国籍は不問
- 外国籍の人も市民だから。
- 住人であれば権利はある。
- 外国籍市民も住民であるため
- 市民投票は国籍を問わない。
- 国籍に関わらず市民である為。
- 外国人も日本で住んでいるから。
- 外国人も市民にかわりはないから
- 市民から資格があつてよいと思う。
- 一緒に住んでいるのだから当たり前
- 同じ市民として権利があると思うから
- (日常)生活をしている地域の事なので。
- 今後外国人住民が増加するであろうから。
- 武蔵野市民であることには変わらないので。
- 市民であることに変わりはないと思うため。
- 武蔵野市に住んでいたら武蔵野市民だから。
- 共に生活している人の意見は重要と思います。
- 住民として意見が反映されてもいいと思うから。
- ”市民”には当然外国籍者も含まれると考える。
- 外国籍の方も住民登録があれば一市民であるから。
- 外国籍の方も市を構成する大切な一員であるから。
- 外国籍市民も「市民」であるという考えに賛同する。
- 市民としての権利として認めていて良いと考えます。
- 外国籍であっても市民である事には変わりがない為。
- 国籍に関係なく住民の意見を集約すべきと思うから。
- 国籍に関わらず市民と認めることは当然だと思います。
- 違う国籍の人でも同じ市民だという考えから賛成です。
- 同じ市に住む市民として考えた時に国籍は関係ないと思う
- 住民票を持っている以上は投票権があると思われるから。
- 外国籍の方も同じ市民であり、排除する必要はないと思う。
- 外国籍の方も市に住んでいる以上権利があると考えするため。
- 外国籍であっても通常の市民と何ら変わらないと思います。
- 国籍問わず市民には市政に参与する権利を持つと思うため。
- 市民生活に直結するため外国籍市民も対象とすることに賛成。
- 市に居住している以上、当然外国籍の方にも権利があるから。
- 国籍により市民を分類することは差別と考えるべきである為。
- 市民であることと国籍は別問題だと思う。含めてよいと思う。
- 住民登録があるのであれば、国籍を問う必要はないと思うため。
- 居住地に関する事案について考える時に国籍の重要性を感じない。
- 住民すべての意見を取り入れることが市政において適切と考えます。
- 「市民」という定義に当てはまる以上、当然投票資格はあると考える。
- 市民として居住し、意思表示することに国籍は問われたいと思うため。
- 武蔵野市民であるなら地域に根付いていると判断して良いと思います。
- 当市に住民登録を有する人は全て市民となるから(義務と権利も同じ)
- 市内で一定の期間以上暮らす人すべてを市民と捉えるべきだと思うから。
- 武蔵野市で一定期間暮らしている方なら資格はあつても良いと思うから。
- 居住していることで外国籍の人も市政に参加する権利があると思うから。
- 武蔵野市に住んでいるということに国籍は関係がないと考えているから。

- 外国籍市民も武蔵野市の市民だから。国籍で差別するのがおかしいと思う。
- 国籍によらず、居住実態がある場合、意思を表明する権利があると考えから
- 実際に居住している以上投票という形で意見を確認できる大事な場だと思う。
- 地方行政における参政権はある程度の住民歴のあるすべての人に認めるべき。
- たとえ外国籍であっても実際に生活しているのは住民票を有する場所である為。
- 武蔵野市民として同一の考え方をもって投票に向かうことが大切だと思います。
- 同じ地域で性格、活動している者であるので国籍で分ける必要はないと考える。
- 政策の影響を被る人ならば、国籍を問わず住民投票に参加できるべきだと思うから
- 武蔵野市に住む住民として、日本国籍の人と同様の権利を持つべきだと思うから。
- 外国の方も武蔵野市に住んでいる市民のため含める方が良いのではないかと思う。
- 国籍関係なく、そこに住んでいる市民である以上フェアな条件であるべきだから。
- 外国籍の人でも当然武蔵野市民。より良い武蔵野市にするためには多様な考えが必要。
- 市に関するものである場合、国籍より市民かどうかで判断する方が良いと考えます。
- 今さら…という感もある。外国人でも市民は市民。協力して市を作り上げていきたい。
- 国籍は異なっても同じコミュニティで生活を共にしている市民に変わりはないと思うから。
- 日本国籍も外国籍も住んでいる街に対する要望は変わらないと思う。いろいろな意見が必要。
- 外国籍市民も市民であることに変わらないので。他の市民との差を作ってはいけないと思う。
- 同じ市に住んでおり、全ての人が住みやすい所にする為には、様々な人の意思が大切である。
- 外国籍市民も国籍は違えど、武蔵野市にしっかりと生活している市民にちゃんと含まれると思う。
- 日本国籍を持つ他の地域から移住してきた人が投票資格者であることと同じであると考えため。
- 外国人も日本に長期間住むことが多くなっている今、普段の生活などに大きく関わることから。
- 長期的に市内に住んでいる市民は、国籍関係なく自分の意見を発言できる権利があると考えため。
- 日本国籍の有無に拘らず市在住登録者は含める。(自然性理論に基づき、かつ地方自治の理念ゆえ)
- 同じコミュニティで生活するにあたって、国籍に関係なく同じ権利を持つことに違和感はないため。
- 自分の居住する街に関する意見や考え方を示すという点において、国籍や在住歴は関係ないと思うから
- 外国籍であっても、武蔵野市で暮らす市民である為、市政に関与できるようにするべきだと思います。
- 市民である以上国籍により除外するという考え方をなくして平等に地域に属する権利があっても良い。
- 住民案として国籍関係なく案を尊重すべき。またこれからの社会で外国籍市民もさらに増えるであろう。
- わたしたちには、住民投票と市にとって最良のリーダーを選ぶ権利があると思うから。(翻訳)
- 武蔵野市の問題は住民で考える必要があるのに、国籍で厳しい条件をつけることは差別につながると思うため。
- 長く住むことを前提とする人とそうでない人は判断が変わると思いますが、日本人と外国人で差はありません。
- 外国人を対象外にする理由がないため。市民である以上、意志を表明する機会は全員に与えられるべきである。
- 国益に関する事項の要件については別途注意深く考える必要はあるが、住民である以上資格は有すると考えます。
- 外国でコロナの給付金、日本人も簡単な手続きですぐにもらえた話も聞いています。国籍は関係ないと思います。
- 日本の方であろうと外国の方であろうと、武蔵野市で暮らす者として同じように請求することが望ましいと考えるため
- 外国人も共に生活しているため。全体の人口に対してそれほど外国人が多くないため、含めても何ら問題はないと思う。

- 条例及び憲法等にて国籍による差別は認められない。自治体の目標にある外国籍2%在住の割合は十分に高いと考える。
- 日本にいるから資格あると思う。住めば都、同じ人間。資格なければ外国に行っても無視される扱いたくはないから。
- 国籍関係なく武蔵野市に住む人の意思を問うべき。在住期間を日本国籍の人と同じ3ヶ月以上としたのも正しいと思う。
- 外国籍であっても武蔵野市民としてそれぞれ仕事を持って働いたり学業に励んだりしている人は投票する権利があると思う。
- 外国籍の方も、(在住期間などに関わらず)武蔵野市民として、投票資格があると考えるのは、ごく自然なことだと考えます。
- コミュニティは「日本人」だけで構成されているのでないから。特に、中国や朝鮮、韓国を差別するSNSの風潮に同調しません。
- 市内に在住するもの全てが市民権を持っていると考える。その為、市政に対しては自由に意見反映できる制度を担保すべきである。
- 外国籍でも住んでいる場所に対して日本人同様に意見や要望を述べる資格があると思います。よって投票資格者として含めるべきです。
- 日本国籍を持つ住民と外国籍を持つ住民の間で武蔵野市に住むことによって発生するコストが等しい場合に限っては、権利も平等であるべき。
- 同市市民である以上、市の運営には積極的に関わっていただきたい。また、別の国で育った視点を取り入れるきっかけにもなるのではないか。
- 私の住んでいる町の班長さんに外国の方がいらっしゃいますが、町のことを考えた意見を提案して下さい。住んでいる人、皆で考えればよいと思います。
- 外国籍の人であっても、市に住んでいる限り「市民」であることに変わりはないし、実際に投票するかしないかは別として、投票権は与えるべきだと思うから。
- 外国籍市民を投票資格者から排除する合理的で妥当な理由が見出せず。参政権とは異なり、実際に生活する市民からの意見を幅広く反映させるべき事項と考えたため。
- 同様に市に居住しており、何らかの形で支えています。彼らにも投票資格を与える必要があると思います。外国の方が、投票に対する意識が高いと思います。
- 市の約2%という割合は個人的には高いと感じています。同じ武蔵野市に住む人という意味では国籍関係なく、100%の市民の意見を尊重する必要がありますと思います。
- 外国籍の方々にとっても市民として暮らしている以上、自分達の意見を述べる権利が必要だと思います。ちゃんと定住してくれているなら、その意見も聞くべきだと思います。
- 市政に関することであるため、武蔵野市で生活している方が、意見を言えないのはおかしいと思うからです。但し、外国籍の方の恣意による意見の濫用は抑制する必要はあると思います。
- 住民投票に参加するという事は、この街のルールを守るという責任を負うことでもあると思います。国籍を問わず、住民がまちづくりに参加し、責任を持ち、生活するべきだと思います。
- 国籍関係なく市民は市民。投票資格が無いということは、市民として認めていないことと同じであり、また、市の政策(目標)と矛盾している。国籍で分ける意味が分からない。小さな意見ほど大事なのでは？
- 以下についての条件付けが難しいところですが、武蔵野市民として、普通に生活を営み、市の運営等に悪影響を及ぼすようなことがない人物であることを前提としてならば、投票資格者に国籍は関係ないと思うので。
- 歩いていると、日本語が日本人以上に堪能な外国の方も数多くいるし、日本語を勉強中でも一生懸命みんなと同じように働いている人がいる。国籍が日本じゃないと投票出来ないのはおかしいと常々おもっていたため。
- 長年、武蔵野市に在住の者にとっては、ルールや環境の変化は必ずしも望ましいものばかりとは限らないのだが、国際化の社会に対応するためには、外国籍市民にも住みやすい環境にしていく必要があるため、彼らの意見も反映できるシステムにする必要があると思う。
- 投票に参加させない理由が国籍になってはならないと考える。同じ土地に生活していながら一部の人々を除外することは同じ土地に住むものとして恥ずべきことと感じる。別の言い方をすると、理由はなんであれ「仲間外れ」を作ることには違和感を覚える。18歳以上で3ヶ月以上在住の市民全員が投票資格があるのが自然。
- 多様性は必要

- 多様性を認める。
- 多様性がある方が良い。
- 色々な意見が聞けるため。
- 多様性のある社会と認めるべき。
- 多様性を認め合う支え合いのまちづくり
- 多様性を認め、様々な視点を取り入れるべき
- 多様性を認めるという考えに賛成するので。
- 「多様性を認め合いのまちづくり」に賛成。
- 多様性を認める社会であって欲しいからです。
- 外国籍の方々も意見を言う権利があると思う。
- 住んでいる人にとってよりよい街になると思うから。
- 多様性こそ人類共通の普遍的価値観であるべきです。
- 在日外国人の意見も社会に反映したほうが良いと思うから。
- 外国籍市民だからこそその視点があるだろうし貴重だと思う。
- より多様な考えを市政に取り入れていく上で必要だと考える。
- 同じ市に住む外国籍の人の考え方や意見を知ることができるため
- social inclusion は推進すべきだと考えるため。
- 外国籍だから NO.という考え方自体が保守的かつ差別的だと思う。
- 「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」に沿って推進して欲しい。
- 多様性、ダイバーシティの重要性を踏まえて、広く意見を反映すべきと考える。
- 多くの人の意見を聞き反映していくことは住みやすい街づくりに必要だと思う。
- 異なる文化・視点からの意見は貴重であり、少数でも尊重されるべきと思うから。
- 外国籍の人もあまり多くないため左右されないため、少数意見も聞く必要がある。
- 外国籍市民も納税しており、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを実現したいため。
- 住民には日本国籍以外の人も含まれるべきであり、多様な意見を反映すべきと思うから。
- 国籍による差別なく投票資格者となる。多様性を認め合う支え合いまちづくりの目標に沿う。
- 様々な考え方を柔軟に取り入れ、世界でも通用できる考え方を身につけることができると思う。
- 様々な考えを取り入れてより良いまちを作る為にも、他の国からの視点や考えも受け入れるべきかと思う。
- 様々な考え方があると思います。そして問題が発生した場合はその時に考えれば良いと思います。
- 「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」が目標であるのに外国籍の意見を含めニアと矛盾になるから。
- 外国籍の方にも参加意識を高めていただくことで、分断のない健全、安全な市になっていくことを願います。
- 「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」実現の為に国籍問わず、様々な人の意見が必要だと思うから。
- 住民皆で考え、それぞれの考え方を表明する制度、という事を考えると、当然含める方が良いと思いました。
- 外国人の意見も貴重だと思われるから。外国の方の意見を聞いて日本が良い方向に向かって欲しいと思います。
- 外国人の方も尊重されながら共存できるという事は地域共同体がより活発になることも必要条件だと思われます。
- 国籍がどうであれ、適法で現在日本に住んでいる事実が変わりはないと思うから。多様性を認めるべきだと思うから。
- 外国籍だからといって差別的な扱いをすべきではない。ダイバーシティの観点からの当然外国籍の方々も含めるべき。
- シチズンシップに基づく多文化共生社会とはソーシャルインクルージョンという多様性（ダイバーシティ）に尽くすこと。
- 多様性を認め合い、共に生きるまちづくりを推進し、より豊かな市政を目指すためにも多くの意見表明が必要と考える。
- 同じ地域で生活している外国籍の方の意見も尊重することで市全体が国際色豊かな市へ近づいていくと考えられるから。
- 住民投票なら住民全てが対象、外国籍の方も例外ではないと考えます。様々な意見を参考にすることは必要だと思います。
- 社会の持続的発展において「ダイバーシティ&インクルージョン」の取り組みが重要。外国籍の方も個人住民税を納付し、同じ「市民」である。
- 長年、武蔵野市に住まわれている外国籍の方も多く大切な市民。多様性、インクルージョンの

観点からもより広い意見が反映されると思います。

- 「誰も排除しない」「多様性を認め合う」大変重要で素敵な考えだと思う。国籍を言う枠組みだけでマイノリティの意見を排除していいのだろうか。
- 今後外国籍市民も増えていくことを考慮すると投票資格者に含めるのは当然の流れかと思いません。多様性尊重のまちづくりの一步として賛成いたします。
- 自分の住む街が、多様性を受け入れる社会でありたいと思います。
自分の愛する街が、様々な価値観に触れ、より適切な答えを導き出せる社会でありたいと考えます。
- 外国の方の意見を尊重しない理由はないと思うから。「多様性を認め合う～」の説明は良いことだと思う。多数に良くて一部弱者の人にでも不利益になるのであれば反対。
- 多様性を認める、尊重する上で外国籍市民も投票権を持つべきです。但し、転入・転出の多い市なので外国籍に限らず日本国籍でも2～3年在住しているという条件等を検討して良いと思います。
- 市民の要件に国籍の要素がないため、外国人を別とする理由はないと考えます。また、今後、ますます外国籍の方が増えていく可能性がある中で、多様な意見を取り入れていく姿勢は必要だと思えます。
- 武蔵野市が多様性を尊重する街であることを誇りに思うからこそ、市民としての権利は平等であるべきだと考える。そのため、外国籍の市民も投票資格を日本国籍の市民と同じように市民として与えられるべきだと思う。
- 様々な背景や文化から生まれる多様な意見を尊重することが、よりよいまちづくりに繋がると考えるため。
同じ地域にずっと住んでいる人、日本の他の地域から引っ越してきた人、外国から引っ越してきた人、背景や住んでいる年数に違いがあってもみんな市民にかわりないと思います。勿論、誰かの要望が誰かの不利益になる可能性はありますが、意見（＝請求）することを妨げる必要はないと思います。
- 反対する理由がない。外国籍であろうとなかろうと市政に関心を持っている人の声を尊重すべき。
- 市政に関心を示す人であれば、国籍や居住年数などは関係なく資格者の資質を満たしていると思うから。
- 武蔵野市を良くしたい、ここがおかしいと思うことは、日本人・外国人居住者も同じ思いを持っている為。
- 我々と同じ市民である上、外国人なりの考えや意見があり、それらを尊重する必要があると考えられるため。
- たとえ国籍が外国であっても武蔵野市に住んでいるのであれば、住んでいる街に関心がある。当然であり、街づくりに参加する権利がある。
- 市に住んでいるのだから外国製や在留期間は関係ないと思う。在留期間が短いから（市にいる期間が少ないから）という理由で市民の意識が低いとしてもそれは国籍とは関係ない。
- 自分達の住んでいる市の自治などについて、自分の事として考えていくことは地域を良くしていこうという気持ちに通じると思うので。
- 日本人が外国に住んで、外国籍を取ってもその国で投票資格がない国があるか？グローバルに考えても含めるべき
- グローバル化が進む中、日本人だけでなく外国人にとっても生活しやすい環境であることが望ましいと思うから。
- 外国籍の人も増えているので、市民として投票に参加できるのはよいと思う。排除はかえって反感を招くと思う。
- 外国の方の意見や考え方の違いも入れる方が良いと思うから。古風な考え方にとらわれず、新しい事をしていきたい。
- 最近海外からの仕事のために在住する人が増えてきつつある。これからの市政のあり方も変化していかなければならない。
- 日本の状況がますます多国籍になりつつあるので「日本国籍ではない」というだけで投票資格をはく奪されることは、かえって外国籍市民の離脱につながりかねないから。
- 100年先、200年先の未来を見据えた時、グローバル化や外国人移住者（一時的、永久的共に）が増えるのは当然だと思うので。（投票資格者に含めるという事は日本に住む”責任”も同時に生まれると思う。）

- 市内には一部上場企業役員や大学教授など要職につく外国籍市民が多い。
- 考え方に納得
- 反対する理由なし
- 平等であるべき。
- 説明に納得しました。
- 否定する理由がない。
- 読んで納得できたから。
- 市の考え方同意のため。
- 差別する必要ないから。
- 市の説明に賛同します。
- 理由①の通りと思います。
- 市の考え方に同意します。
- 市の考え方でいいのでは。
- 別紙【説明】に異論ない為。
- 反対する理由が特にないため。
- 国際情勢、関係から概ね妥当。
- 本紙の説明のとおりだと思う。
- 市の考え方に賛同できるので。
- 含めなかったことが不思議である。
- 説明②の Q&A も納得感があつたため
- 武蔵野市自治基本条例に賛成します。
- 市の説明を読む限り妥当と判断したため
- 裏面の「よくある質問」を拝見し、納得したため。
- 「市の考え方」での説明に合理性があるから考えるから。
- 外国籍の市民に投票資格を認めない理由がないのでは。
- 現時点の人数や他地域の状況を踏まえて妥当と思った。
- 同コミュニティで生活する以上、反対する理由が特にない為。
- 添付資料②の説明中段に記載された①～③の理由に賛成であるため
- 外国籍の人も当然に市民に含まれるという考え方に同意するため。
- 説明文、よくある質問とても丁寧な内容に深く理解することができたので。
- 「誰も排除しない支え合いのまちづくり」に基づく適切な案と思いました。
- 国籍に関係なく市民が投票して市の運営方針に関与できる形にすることに賛成です。
- 外国籍ということだけを理由に、投票資格なしとすることに合理的理由は見つからない。
- 外国籍市民を区別する必要はないし、ダイバーシティを尊重する市の目標からしても当然。
- 本市の「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」という目標の実現に合致しているため。
- 賛成します。外国籍の方に向けた市政の姿勢を示す意味でも、このような改正はよいと感じました。
- 市の考え方の説明を読み、納得したため。日本人も外国の方も別の扱いをする必要はないと感じた。
- 同じエリアに暮らす市民として違いはなく、国籍は関係ないです。同封されていた市の考え方に賛同します。
- すぐに転出する日本国籍の住民も権利があるなら、外国籍住民も資格者とする、というのが説得力があると思いました。
- 3ヶ月以上在住で投票資格を得られる日本国籍の人と同じ扱いするべきと考えます。市内在住に住民に国籍は関係がない。
- 現時点では賛成だが、今後何らかの理由により外国籍の人が増加したり、日本国籍の人が減少したらどうするのかの記載がなかった。
- 最初一文のみ読んだ時はその必要性に疑問を感じたが Q&A を読んで賛成としました。逆に国籍に関係なく以降1ヶ月以上の在住期間がある者、とするのが良いかもしれません。
- よくある質問に記載の通り、特定集団の一時的な流入により、投票結果を左右される事がないよう、事前確認等のチェック機構が働くようにして頂ければ、問題無いと考えてます。
- 納税しているから。
- 税金を納めているから
- 住民税を支払っているから
- 税金を支払っているなら賛成。
- 市が示した理由、考え方に共感する。
- 納税しているのであれば参加すべき。
- 市民税を納めているのであれば権利がある。
- 納税している時点で権利があると思うから。
- 住民税も払っており権利があると思えるから。
- ただし、外国人も市税を払っていることが前提。
- 納税を同じくしているようでしたら、よいと思います。
- 住民税を徴収している限りは参政権があつた方がいいと思います。

- 外国籍でも働き、税を取めているのなら、権利はあると思うので。
- 外国籍でも住んでいて税金を払っているのだから権利は与えるべき。
- 日本籍の市民と同じ税金を払っているのに、投票資格がなくておかしい。
- 海外の視点も必要と思います。市民税を納めている方だけでもいいのでは…。
- 日本語をきちんと理解し、住民税も納税していれば投票資格はあると思います。
- 住民税等を納税しているのであれば、投票資格者として認めてもいいと思うため。
- 市民税などが同様に課税されるのであれば、投票資格はあってしかるべきと考える
- 市民税を払っているので、日本国籍市民と同様の権利として投票資格があるべき。
- 同じく日本で税金で納めているものとして、外国籍市民も投票できることは当然だと思う。
- 税金を支払っているのなら日本国籍の人と同じように投票してもいいのではと思いました。
- きちんと住民登録をして納税している者なら構わないと思う。ただし在住3年以上など規程はすべき。
- 武蔵野市に住み、同じように税金を納め生活されているのであれば、排除される理由が見つかりません。
- 住民登録してあるのならば、税金も納付している事から（特別永住者と永住者を区別する必要はあるか？）
- 住民税を支払っているから。ただし資料にある約3200人の大半が留学生で免除されているのならば要検討。
- 住民税を納める人には同等に市政に関わる権利があり、外国籍であろうがそこから外れることはおかしいから。
- コミュニティの一員であり、住民税の支払いなどの義務を果たしている外国籍市民に投票する権利がないのは不当だから。
- 外国籍市民の方も税金を払っていると思いますし、投票についてもこちらから歩みよる事でより良い関係が築けるのではと考えます。
- 外国人でも、市民である、当然税金も払っている。以前より、なぜ税金だけ払わされ、投票資格が与えられなかったのか疑問に思っていた。
- 在留資格があり、武蔵野市民として認められ、税金を納めている限り市民権を与えるべきと考えます。ただし、無作為に認めるのではなく、ある程度資格者のクライテリアは必要とも思う。
- 中には日本に住んでる意味がわからない外国人家族もいるので慎重に検討していただきたい。
- 拘束型でないため。拘束型に移行前提であれば反対。
- 外国籍としても市民として生活していることに変わりはないし、諮問型という位置づけなので。
- あくまで諮問型の住民投票制度であることから、同じ住民である外国籍の人の意思表明を妨げるべきではないため。
- 最終的に極端な意見に歯止めがかかるであろう諮問型の制度の下であれば、外国籍であっても住民税を納めている者とその家族には、市のあり方に意見や問題提起の機会があってもよいかと思う。また非課税者も日本国籍市民と同等が妥当と考えます。
- 日本に居住して何年かたった方がよい。我が国は鎖国制度があったため非常に遅れているように思う。
- 基本賛成意見ですが武蔵野市に2年以上住んでいる方々、日本人の方も踏まえにする提案です。永く住んでおられる方々の意見を重んじた方がよいのではないのでしょうかと言う意見です。
- ある基準を満たせば、外国籍市民の方も投票資格者に含めること自体には賛成です。ただ28団体が永住者のみに限定していることを踏まえると、記載以外の条件が本当に必要がないかについては検討の余地があるのではと感じています。
- 留学、観光はあくまでも除き、半永久在住が適切と思います。
- 永住者等、長期間市へ滞在する者の意見は反映すべきだと思うから。
- 「3年以上住んでいる場合」という意見に賛成
- 在住期間3カ月では短いと思います。資格は3年以上が良い。
- 一律に賛成ではない。武蔵野に住んで1ヶ月の人と3年以上住んでいる人では変わる。
- 武蔵野市には、外国生活の経験者や、国際基督教大学の外国人教員が多く、外国人学生も多い。ただし、生活環境は、共同便所をはじめ生活環境が異なるので、日本人の習慣になれた3年以上の在留期間が必要と考える。

【反対】

- 日本人でないので必要ない
- 日本は日本人の国だから。
- 憲法の前文の主旨に反するため。
- 文化、思想が異なると思うので。
- 外人は外人、投票資格は必要なし。
- 投票したいなら日本人になればいい。
- 日本国籍を有してからでよいと思う。
- 日本の決まりは日本人が決めるべき。
- 外国籍であることは日本人ではない。
- 日本国籍を取得してからでお願いします。
- 外国籍の人に投票資格なくてよいかと思う。
- 最近、諸外国人のよろしくない噂を聞いたため
- 外国籍の方の意見を取り入れる必要性を感じない。
- 日本国籍を取得してから投票すればよいと考えます。
- 市政であっても、日本人が中心であるべきであると思う。
- 日本、この地への忠誠心、責任を持つ者であるべきと思う。
- 市に永住する可能性が極めて低いので市政に参加する必要はない。
- 外国籍で投票資格があるのがおかしい。外国ではどうなっているの？
- 外国籍市民は外国人、良い面もあろうが悪い面もある。そこを危惧する。
- 参政権との整合を取るべき。含める場合は日本の在留期間等の基準を設けるべき。
- 市民として税金や全てにおいて武蔵野市民として行動しているかわからないから。
- 国会で制定できなかった内容を導入することになり、日本国憲法の趣旨に反する為。
- 必要ないと思う。自分が外国籍と仮定した場合、そこまで求めていないと思ったため。
- 外国人に色々な人がいますが中には悪い人がいます。日本人の場合は常識のない人は少ないので。
- 市民であることと投票資格が同じラインにあるとは考えていない。及び考えられない。別物である。
- 参政権に準ずるべきと考える。諮問型であっても市長・議会への結果の尊重をより高く求めるため。
- 日本国籍を持ち、この国に住み続ける前提でないと長期的視点を持つことは難しいのではないかと思う。
- 長年の暮らしと歴史が分かる地元の人間（日本国籍者）を中心として、市政運営を進めるべきであると考えます。
- 例えば、中国籍の者が多数移住し（一時的に）住民となり投票権を持つとして、市政が乗っ取られる可能性もあるため。
- 我々は市民である前に国民（日本国の）であり、日本において何らかの政治的主張をするのであれば、日本国籍を取得してからという考えです。
- 私自身、イギリス・カナダ・スイスに住みましたが、それらの国では一度も投票資格者には含まれませんでした。日本国籍を有する人に与えてほしい。
- 外国籍はあくまでも外国人。市民だとしても文化や基本的な物のとらえ方が日本の常識にあてはまらないことが多いので。市政や市民生活に悪影響が出る。
- 外国籍市民も「市民」の一人であることに異論はありません。ただ「『外国籍』市民」として区切られている以上、日本人の市民との違いは明確にすべきです。
- あくまで日本国内での決め事の話です。日本人以外の習慣や性格を持っている人の意見が介入すると草案についての話が不透明なものになりかねないと思います。
- 国の投票制度は日本の国籍を有するというルールが現状であるならば、市制度もそれに準ずる方がよいと考える。ただし近年ではその国のルールも古いと思う。
- 永住者に限って考えるにしても少し抵抗を覚える。また、質問用紙の記述に一方の意見がかたよって書いてあるように感じた。アンケートの書き方として正しいのか。
- 日本に住んでいてもどこの国に利益をもたらそうとしているかわからない。聞かしているならともかくここは日本。外国籍に投票資格なんて外国でいくつあるのやら。
- 帰化という方法があるのに帰化しておらず、たった2%でも実益を損ねる可能性があるから。帰化は日本に住みたい、国民になりたい

という意味の表れなので、そこは差をつけるべき。

- 多様性を認め合うのは必要と考えるが、それ故なんでも求めるのは反対。例えば日本の良き文化、伝統を否定するとか。従って外国籍市民である以上は反対。日本国民となってから資格者となるべき。
- 国民主権と多様性を認めることは全く違います。そもそも多文化・多民族共生できますか？ユーゴスラビアがいい例です。外国人を排除することは決して良くないことですが、主権を分け合うのは別論理です。
- 外国籍市民になぜ含めるのか考え方が理解できない。含めるというのであればその外国籍の国で日本市民にも投票権のある国なら含めても構わない。差別が横行している国から来ている人に投票権を認めてもしょうがない。多様性と言いながら多様性なんかこれっぽっちもない。言葉遊びでしかない。
- 住民の定義として、「そこに住んでいるから」という理由だけでなく、日本に住み、日本の文化や習慣を理解し、共同体の一員として行動できることが「日本の住民」とあると考えます。その前提で、外国籍の方々は「住民」として投票資格を認めるのが適切とはいえず、あくまでも「在留者」と区別すべきと考えます。
- 日本に帰化していないということは、永住しない可能性がある（少なくとも日本国籍を持つ者と比べて、永住しない可能性が高い）、あるいは帰化する要件を満たしていない、あるいは帰化を望まない理由があることを意味する。市の将来を左右する投票を行う場合、こうした人々に、日本国籍を持つものと同等の権利を与えることは、明らかに不合理である。
- 外国人が日本で投票したい場合、日本に帰化すれば良いだけであり、わざわざ外国人に投票権を与える必要は全くない。外国人に投票権を与え市政が良くなった事例を自分は知らないため。そもそも自治基本条例で結論が出ないというのがおかしい話である。「税金を同じように払っているのに投票権がないのはおかしい」という意見もあるが、日本国籍の人も払っている税金（金額）に差がある。つまり税金うんぬんの話ではない。市政や国政

は日本国籍を有する人が決めること。

仮に武蔵野市が外国人投票権を認めた場合に確実に市政は悪化すると予想する。中には市政に興味がない日本人もいる中、その人たちが知らない間に外国人に有利に働く市政になってしまう可能性もある。その様な事は絶対にあってはならない。武蔵野市に対する評価も下がることになるだろう。よって反対。

- もし、何らかの形で権利を行使したいなら、日本国籍を取得すれば済む、簡単な話だと思います。帰化せずに外国籍のままにいるという事は、永住する可能性が少なく考えていいのではないのでしょうか。武蔵野市に思い入れのない人にわざわざ権利を与える必要はないし、もし悪意ある外国人職員だったら、すかさずこの権利を悪用するでしょう。安全保障や防災の観点からもこの考え方は非常に危険だと思いますし、市民の生命財産を脅かし混乱を促しそうです。松下市長になってから武蔵野市が共産主義や社会主義的な全体思想に傾いている傾向に不安を覚えます。よって、だれもが安心して住めなくなる市になりそうです。クリミア、香港、内モンゴル、チベット、ウイグルで起きている人権侵害を目の当たりにすれば、浸透工作という危機感を常に持つべきで、国際社会において性善説は通用しないと考えるべきではないでしょうか。
- 在留資格や在留期間が必要。
- 3か月在住はあまりにも短すぎる。1年を希望。
- ある程度の在留期間の制限があればよいと思います。
- 経験により3ヶ月では政治のシステムを理解するのは難しいと思う。
- 中国人および韓国人に資格を与えることに反対。それ以外の外国籍なら賛成。
- 長期に武蔵野市に在留する意思が無い方にも有資格者にするのはやめてほしい。
- 特定の国家が意図的に市政に介入するような投票行動を起こしてしまえるのは危険。3ヶ月以上という要件はゆるすぎると思う。
- 在留資格は定める必要があると考える。3か月では市の活動や考え方に触れる期間が短いため、投票の母数だけが増え、質として変化はないと考えるから。

- 市に永続的に居住できる人（資格のある人）が住み良い環境等を要求できるものとする。一時的にしか居住できない人の意見は無責任の可能性が大。よって永住者に限定すべき。
- 要件を設けるべきだと考えるから。今後労働力等として外国籍市民は増加すると見られ、要件なしに投票資格者に含めると一時的な滞在者が永続的な内容の可否を問う住民投票に大きな影響を及ぼしかねない。
- 外国人については、当コミュニティにどこまでコミットしてるかの線引きが重要。在留資格や在留期間要件を定めるべき。現在2%しか外国人は居住していないが、将来増加する可能性もあり、慎重に考えるべき。
- 日本で、また武蔵野市で長く生きていくつもりのない人が、長く住んでいる人と同じ権利を享受できるのは不公平感があります。完全に反対とは言わないがやはり永住権のある人や、一定期間以上住んでいる人に限るなどの条件があってほしい。
市民の声が市政に充分反映されていると満足しているなら外国人にも寛容になれるが実際は不満が残っています。外国人に優しくする前にそちらを解決してほしい。
- 現在は2%でも今後増える可能性はあり、外国籍の方々のコミュニティが特定区域に集中することも多い。
- 今は武蔵野市に約3200人しか外国籍の人が住んでいないが、今後増えた際に外国籍の人の意見が有利にならないようにしたい。
- 現時点では市内の外国籍の方は2%程度しかいらっしゃらないが、将来的に割合が日本国籍の方と逆転したときに歯止めをかけることが難しくなると思うため。
- 今は外国籍市民だけで投票を提起できない状態でも、今後難民の方を受け入れたりすることによって、提起できるようになってしまう可能性があるから。特性の集団のみで提起できるようになるのはよくない。
- 外国籍の方も良い方と悪い方がいるのは理解していますが、外国籍の方に有利で日本国籍に不利な条例が作られてしまうリスクはある。ゆくゆくは日本国籍の方は少子化でどんどん減っていき、外国籍の方の割合が高くなると想定しています。
- 町内会の決議ならば理解できるが、条例等に関わる市議会レベルの問題に無責任にも国籍のない者を含める事は世界的にも稀で、まして大国でも移民国家でもない人口減少時代に入った日本社会にとっては将来的なリスクを持ち続けることになる。
- 地方行政が国の根幹を成す事を理解した上で、外国籍住民に投票資格を与えると言う発言をしているのであれば、相当無責任な考えだと思う。いずれ我々が死に、次の世代へこの国や文化を託していく時に、どんどんと外国籍住民が増えて、新たに外国籍住民に有利な条例が制定されないとは限らない。その様な非常に不安定な地域行政を行おうとしているとは甚だ不愉快。今度の市長選、市議選の際には各々の基本理念として公言していただき、それに応じて私も生まれて此の方住んでいる武蔵野市を護るために持てるネットワークで対応させてもらう。
- 言葉がわからないのに正しい判断ができるのでしょうか。
- 外国籍の方が、日本に来て、どれくらい理解があるか不明なため。
- 日本語の理解力に疑問が残ります。政策等を理解した上で投票できるとは思わないので。
- 外国籍の方が日本市民でも理解が難しい内容をしっかり理解して投票してもらえるのか不透明。周りの方の意見に流されてしまうのではないか。
- 日本文化を理解していない、いつ出身国に帰るか分からない人々に投票資格を含める必要がありません。偏った政策を先導された場合、対応できないと思います。
- 日本語の理解力が乏しい印象です。実際学校のPTA活動において日本語に難ありと申告され、委員や係の活動に参加されない方が多数います。学校の便りも理解できないような方に投票資格を与える必要はないと思います。
- そもそもコロナ禍でやることか？どさくさに紛れてやることではない。メリット、デメリットをはっきりさせて選挙をしてから手を付けるのが正しい。ベトナム犯罪集団のニュースとか見ていないのかな？
- 国益に関する問題になる可能性があり、いつも危機感を持つ。

- 具体的にどのような案件が住民投票となりえるのか、現時点で不明確なため。
- 国益にかかわることもあり、市だからといって国籍を持たない人に市政の行く末をまかせてはいけない。もし認めるなら投票資格は国益につながるものは除外する案件を入れることを要求する。
- 請求要件や成立要件で、特定グループ単独による影響は排除できるものの、一般的に想定されるのは、一定の日本人グループが外国人グループ等と協力して行動するというもの。住民投票実施の可否あるいは結果の賛否が拮抗している場合、国益に関する案件が実質的に外国籍市民の意向に左右されるおそれがある。したがって、国益に関する案件に関しては、外国籍市民の署名および投票を排除できるような仕組みがない限り、外国籍市民への投票権付与は認められない。
- わずかの人数では認めなくてよいのでは。
- 外国の人の中には反日の人もいるから。本当に日本が好きで日本のことを考えてくれている人ならいいと思うけど。
- 納税時の状況（市町村民税）による制限も必要では。
- Q4の4項の請求要件・成立要件の設定が不明確。拘束力の有無が判断理由となる合理性に欠ける。
- 住民投票といえど、住民としての自分だけでなく、都民、国民としての自分も踏まえて自らの投票に臨むと思います。住民としては嫌だけれども、国民として賛成する、など。現在の骨子案のように、外国人の要件に縛りなく誰でも可能だとすると、このような意見が歪む可能性があります。この点は市のよくある質問4つ目でも指摘していますが、その対応策として示している請求成立要件が示されていない現時点では、反対とせざるを得ません。

【その他】

- 日本国籍の人と同じ3ヶ月在住ということに少し疑問を感じます。
- 日本に移住している外国籍市民の場合賛成。
- 市に一定の在留期間のある外国籍市民のみ投票資格を認めるべき。
- 3年以上の在留期間を求めるため、現行案では反対、修正されれば賛成。
- 投票資格者に含める事に賛成ですが、在留資格期間の要件を設けて欲しい。
- 反対ではないが、居住3ヶ月では不十分だと思う。年単位の在留資格を要件とするべき。
- 3ヶ月ではなく3年もしくは永住者に限定した方がよい。それが変えられないのなら賛成にします（仕方ないので）
- 外国籍で引き続き3カ月以上市内に住所を要する18歳～というのは、生活者とは言えないと思う。在留資格の持つ人3年以上の要件を満たす必要があると思います。
- 5年以上住んでいる外国人は殆どずっと住み続けたいですから、投票資格はあるはずですが。5年以下の場合は帰国予定があるかもしれないから日本のことを気にしないと思います。
- 日本人とは生きてきたバックグラウンドが異なる為、市政や地域の生活習慣等の理解度が異なる事から、日本人と同じ3か月とするのに疑問があり、2年～程度の日本での在留期間を設ける必要があると考える。
- 「外国籍市民も投票資格者に含める」ことに賛同します。しかし現行基準（3カ月以上在住の18歳以上の者）は曖昧でハードルが低すぎると感じます。同じ地域内で生活者として投票するのであれば継続してこの地に3年以上居住する方を対象とすべきではと考えます。
- 3ヶ月以上は要件が易しすぎるかと。②の【ほかの自治体では…】にある2つ目の●に28+13自治体の事が挙げられている。足並みを揃えるべきだと思う。R3.1.1時点で市全体の約2%の人数だとしても「3ヶ月以上本市に住所を要する」としてしまってそれに惹かれて人数が急速に増えてしまわないとも限らない。そうなるから要件を引き上げるのは難しい。
- 外国籍の3カ月以上の在住者に資格を認めることに反対。3年以上であれば賛成。日本人であれば短期の居住者でも武蔵野市を「母国（日本）の中の1つの自治体」と考えるが外国籍で短期の居住者では（そうでない人もいるかもしれないが）日本の将来に対して責任を感じないであろうと思う。細かく言えば、日本に3年以上住んでいて武蔵野市に来てからは3カ月の外国籍の住民であれば賛成なわけですが、調査も大変なので一律に市在住3年以上で良いのではない

か。日本人でも3カ月よりなるべく長く住んでいる人、できれば3年以上の在住の市民が望ましい。

- 永住者のみに限定したほうが良い。
- 在留資格が永住者・特別永住者に限り、投票賛成としたい。また、年齢は18歳以上で良いと思う。
- 在留資格、永住者のみに限定し、一票に大きな責任を持ってもらいたい。外国人は数ヶ月滞在して引っ越しや、期間契約の仕事後に引っ越しなど、自由な生き方をしている人も多い。また、コミュニティをつくり、集団的な生活をしている場合もあり、意見が偏り気味になったり、集団的になったり、強力になったりする場合もあり得る。
- 自分の経験で恐縮ですが、3年以上住んだオーストラリアの町では外国人の自分に対してそういったものはありませんでした。多文化の町にもかかわらず、です。町に特定の国のコミュニティができたならその国寄りの生活になってしまいそうで…昨今のヨーロッパの移民問題をも思います。ちゃんとした在留資格の中でも、特別永住者、永住者に限定した方がいいのかなと思います。
- 就労ビザを有する外国籍市民のみ含めたい。全く日本語を覚えようとせず母国の人脈だけで滞在する外国人留学生とかかわったことがあるので。
- 日本在住の外国人の方が、投票資格を得ることに強い疑問があるわけではありません。ただ、日本国籍をお持ちなら全く問題はなく、お持ちでない以上は、条件となる在留資格の内容はある程度厳しくする必要はあるのかと思います。現在の状況ではまったく問題は感じませんが、今後外国籍の方が増えていくと思いますので、増えてきたら投票させないといった変更を行うことは逆にやめてほしいので、今からリスクについてはしっかり考えてほしいです。
- 在留資格や在留期限は、多ケースである為、在留資格や在留期限のケースに合わせて制限を設けた方が良いと思います。
- 賛成だが、一定の在留資格や期間などに一定の制限、要件を設けるべきだと思います。国民の財産・利益を守るためにも必要と考えます。
- 条件を設けて、その条件を満たしていれば投票権を与えて良いと思うが、基本的には反対。
- 外国人にも投票資格を求める場合、外国人がよく理解した上で判断・投票できるため工夫も同時に行うべきであり、その費用対効果も考えるべきではないか。また、将来的な外国籍市民の人口増減予測に基づき、保守的に設定すべきだと思う。
- 基本的には賛成です。ただ今後一国の出身者が投票資格者の何割も占めるような状況がないとも限りません。そうなると結果が偏る危険性があります。なので、外国籍市民を投票資格者に含めるのであれば武蔵野市民の中の外国籍の方の割合、その中の出身国別の割合をきちんと注視する必要があると思います。
- 説明理由に不十分、外国籍の場合は以加も要件としてあるべき、住民税等の責任を果たしていることを条件に付加すべき。
- 税金を納めている人（世帯の構成員）に限定すべきと思う。外国人であっても構わないが、市に何らかの貢献をしている人（家庭）に限るべき
- 判断がつきません
- 含めると投票権の平等が守られるが、異国地で育った価値観の相違が生じてしまうのではないかな。メリットもデメリットもあるため決めきれない。
- 今は割合が少ないが多くなった場合どんな影響が出るのかがよくわからない。

問2 必要署名数を「投票資格者の4分の1以上」とする市の考え方へのご意見

【賛成】

- 妥当。
- 妥当である
- 妥当性あり。
- 適当である。
- 妥当だと思う。
- 理解できます。
- 妥当だと思う。
- 妥当だと思う。
- 妥当と考える。
- 考え方に納得。
- 妥当と考えます。
- 妥当と思うから。
- 適当と思います。
- 妥当だと思います。
- 適当な数だと思う。
- 問題ないと思うから
- 妥当な数値である。
- 妥当だと思います。
- 妥当だと思います。
- 妥当な数だと思う。
- 片寄りができるため。
- 考え方に同意です。
- 妥当だと思います。
- 市の考え方に同意。
- 常識的な数字である。
- 適当な割合と考える。
- 読んで納得できたから
- 妥当であると考えます。
- 感覚的に納得できる。
- 妥当だと思います。
- 否定する理由がない。
- 有権者数からみても妥当
- 市の考え方に同調します
- 妥当なラインと考える。
- ③の考え方に賛成です。
- 市の考え方に同意のため
- 丁度よいと感じたため。
- 妥当な割合と考える。
- 現時点では妥当と思う。
- 妥当な数だと思います。
- 多数人の意見が大切です。
- 特にないが妥当だと思う。
- 妥当な数字だと考えます。
- 反対する理由がないため。
- 市の考え方に同意します。
- 市の考え方でいいのでは。
- 良い数値案だと思います。
- 合理性があると考えられる。
- Q&AのAに納得したため。
- 適切な数値と判断したため。
- 丁度よい線だと思いました。
- 定量面で妥当と考えるため。
- 別紙【説明】に異論ない為。
- 説明を読み妥当と感じたため。
- 25%以上は通常妥当である。
- ハードルが高い方がよいから。
- 妥当な数字だと思われるため。
- 少なすぎず多すぎないと思う。
- 考え方の①②に納得しました。
- 考え方は妥当な数だと思うから。
- 1/4以上は妥当だと思います。
- 「4分の1以上」は適当と思う。
- 合理的な水準だと思うため賛成。
- 妥当な必要署名数かと思っています。
- 行政の判断（権限）することでは？
- ちょうどいい署名数だと思います。
- 適切な数ではないかと思ったので。
- 説明文にあったとおりだと思うから
- 中間値で良いのではないのでしょうか？
- 数字の根拠が明確になっているから。
- 妥当であるのではないかと思われる。
- 市の説明を読む限り妥当と判断したため
- 現場の割合にしたしければ尊重します。
- 25%は重要性のある割合と考えます。
- シンプルかつ妥当な考えと思いました。
- 中間の1/4以上が妥当だと思うので。
- 金額コストが大きいため1/4は妥当。
- 折衷案のような気もするが、妥当な水準。
- 多すぎず、少なすぎない点で良いと思う。
- 直接市民の意見を反映できると思うから。
- 別紙にある署名数を見ると妥当かと思う。
- 同封の資料を見る限り、妥当だと思います。
- 市政の安定性を見て適していると思います。
- 多様性を認め合うという考えに賛成だから。

- 1/4 以上で、でないと感じておもしろい。
- たくさんの意見を取り入れやすいと思うから。
- 多すぎず、少なすぎず、良いように思います。
- 少数意見や疑問でも反映していただきたい
- 判断の基準、比較検討が正しいと感じたので。
- 1/4 以上とする説明を読み妥当だと感じたため
- 1/6 以上 1/3 以下で考えて妥当と思われる。
- 過去の他県の例を見ても、妥当かと思われま
- 市の考え方を何回も読み返し、適切と感じま
- 市議会議員の投票率を見て 1/4 が妥当だと思
- 全国の自治体データを参照し、妥当と判断し
- 他市の例を見て、それくらいが妥当と考え
- 説明文を読んで、1/4 以上が妥当だと思
- 一定以上の賛成があった方が市民が納得でき
- 1/3 はハードルが高く、1/4 は妥当であると思
- 他自治体の例を見ても、適切な署名数だと思
- 反対も一定数いるため、その程度で良いと感じ
- 他自治体との比較も十分にされていて納得
- 「3分の1」ではハードルが高いため最低
- 市の考えを読み、1/4 以上は適切な数である
- 高いハードルの署名要件として適切な基準と
- 市の考え方を読んで、妥当ではないかと私も
- 正直妥当か判断がつかませんが、検討結果を
- 意見や考えを共有できる妥当な数だと思う。
- 多すぎても少なすぎてもよくないので、適切
- 住民投票の大切さを他の地域の住民投票を見
- バランスの取れた水準だと感じる。制度の適
- 50%も75%もハードルが高すぎるので、25%
- 「地方自治法と合併特例法の中間の署名数」
- 説明文、よくある質問とても丁寧な内容に深
- 大変重みのある数だからこそ署名数以上の市
- 署名要件は 1/4 以上とする考え方に賛成しま
- 市の考え方を読み、根拠のある数字と理解し
- 合併制度やリコール制度の署名数を考慮する
- 署名数が多すぎても少なすぎても良くない。
- 住民投票の実施費用も考慮すると、ある程度
- 多すぎても少なすぎても問題が発生する為、
- 選挙の投票率は 50%を超えることが稀なこ
- 実際に試してみないとわからないのではない
- 市民の意見を反映させつつ、議会による自治
- 「1/5 でも良いかな」という感もありますが、
- 1/6 では安易すぎると考える。1/4 では厳しい
- 妥当な数を判断するほど知識がないという感
- 必要署名数が有権者数を鑑みても妥当。収集
- 多くの市民の意見と行政の意見が食い違った

- 住民投票において、政策や課題について意見・意思表示するものと思うため。（方向付けの確認）
- 例示されていた鳥取市や尾道市のデータから考えても、1/4程度の数字が妥当であると思われる。
- 市長および議会選挙の投票数が53000～56000票とのこと。その1/2程度が妥当である。
- 1/5でもいいとは思いますが、住民投票にかかる費用を考えると1/4程度でちょうどいいと思うから。
- 議会の決議で住民の投票の可否が決まれば、本当に住民に寄り添った案は通らないのではと思います。
- そのあと住民投票で決めることを考えると、若干ハードルが高い気がするが、まあ妥当ではないかと考える
- 実際のところ何分の1が最良かはわかりませんが、③の考え方を読んでそれで良いのでは…と思いました。
- 署名数のハードルを高く設定することで、議決を要せずに住民投票をすることが出来る制度に賛同したため。
- 濫用もしくは悪用されることはあるのでしょうか？現時点で中間を選択して、また試行錯誤すれば良いと思う。
- 議会と有権者の意見のギャップを埋めるのによいと思います。反面、決定時は客観性や倫理性を求めたいです。
- 大々的な議論において、全体の意向を汲むのなら投票資格者の1/4以上が必要というのは妥当だと思ったから。
- 説明を読み、署名数は多すぎても少なすぎても問題があるため、4分の1以上が必要署名数として妥当な数だと思った。
- 「5分の1以上」でもいいのではとも思うが、あんまり少なくても説得力がないので「4分の1以上」が妥当だと感じた。
- 恐らく住民投票の案件はかなり住民の話題になるものと考えられる。1/3でも良かったが1/4くらいが妥当か。すぐ集まると思う。
- 説明のチラシを参照したところ、国政や市政の混乱を抑えつつ市民の主張を反映しやすくするにあたって1/4は適切だと考えたから。
- あまり少ない数でも逆に住民の意見が反映されない（ごく一部の強い意見が通ってしまう）結果となるが1/4であれば妥当だと思う。
- 裏面の「よくある質問」を拝見し、納得し、かつ、他の自治体の制定状況からすると、厳しい方に含まれることにメリットを感じたため。
- 全国78自治体の必要署名数において、4分の1以上迄の制定でほぼ4分の3の自治体が占めているので、妥当なラインにあると考える為。
- 「1/6以上、1/3以下」という数字の根拠が若干弱い気もするが、どこかで折り合いをつけなければならぬなら、妥当な範囲だと思う。
- 4分の1という数値が正値かどうかはわかりませんが、6分の1以上3分の1以下の署名が集まれば住民投票が実施できるという制度には賛成です。
- 諮問型の制度ですし、またあまり頻繁に投票に税金を投入されても困るので市民の問題意識が高まっていることを示す程度の署名数でよいと思います。
- 正直投票資格者の4分の1がどのくらいのハードルか実感が沸きません。ただあまりに低いハードルでもよくないと思うので、これくらいが妥当なのかなと思います。
- 自分が“賛成”とすることで、何がどう決まっていくのか、いまいちよくわからないが、他県のデータや実際の市の署名数を見た時、このくらいの数なら必要なことは通るべきだと思った。
- 外国籍としても市民として生活していることには変わりはないし、諮問型という位置づけなので。
- ただし、他の自治体は収集期間1ヶ月に対し、本市は2ヶ月を要するため、何かしらの短縮策(例えば、インターネット投票のようなもの)を講じなければ、活用されなければ、公平性が無いと感じる。
- 議会への信用や支持率が高い場合、特定の利益集団によってむやみに住民投票が起こされ、経費がかさむことは避けるべきである一方、議会への信用度が低い場合には市民が問題意識を持ち、住民投票といった行動につながる

- げていく必要があるため、適度なバランスが求められるから。
- 有権者の1/50以上の署名による住民投票の請求の際に、議会できちんとした議論がなされるという前提のもとに賛成します。最初はちょっと多いんじゃないかとも思いました。ただ、たしかに、大々的な議論やよっぽどの政治不信というか議会不信がある場合にしか起こりえないような事態でもあるので、ハードルは程々の高さを設ける必要があるというのも理解できました。既存のラインを鑑みた場合、妥当だと思います。
 - 名古屋での不正署名によるリコールなどの事件を知ると、それなりの数は必要だと思う。そして署名が正規のものかの確認も徹底する必要があると思う。
 - 収集期間2カ月に対して1/4以上の必要署名数は妥当だと思う。収集期間1ヶ月に変更する場合は1/6にすべき。
 - 市民全体に関わる大きな問題に対応する為の十分な数だと思う。願わくば、そのような問題が頻繁に起こらないのが望ましい。
 - 尾道市の署名数をモノサシにすれば無難なラインだと思う。住民投票になるほどの重大事案が生じないことが本来は望ましいかもしれないが。
 - 適当な数と考える。ただし、署名を集める方法については工夫が必要。
- 制度濫用の防止のため
 - 請求の乱発を防止するため。
 - 濫用を防ぐための妥当な線と考える。
 - 少しハードルが高い方が濫用されないから。
 - 濫用防止を確保できる妥当な割合と考える。
 - 制度の濫用を防げた方がいいと思ったから。
 - この制度の濫用防止のために署名の必要があります。
 - 合理的な基準である、濫用や悪用を防止できると考える。
 - 制度の濫用を防止するには1/4は必要なラインだと思う。
 - 制度の濫用、本制度の活用の点から妥当な水準だと思料します、
 - 非現実的かつ濫用を熟考した上でベストではないかと思ったため。
- ハードルが高いようにも思うが、濫用されないことも大事なので。
 - 濫用・悪用を防ぎ、署名数が集まれば実現可能と思われる適当な値と思います。
 - 現時点で市政への信頼があるため、市民（一部）の濫用のリスクの方が恐ろしい。
 - 1/4以上はややハードルが高い印象だが、何かの利害や悪意に翻弄されるのはもっと嫌。
 - あまり少ないと変な意見が採用されやすくなりそうだから頂いた資料にも納得できたから。
 - 市が考えている論理に非常に納得がいきました。制度の濫用等も検討したうえでの結果であり賛成します。
 - ハードルは高いように思えるが署名期間2か月、住民投票を行う費用、濫用を考えると妥当のように思える。
 - 議会の議決がなくとも実施される制度という事なので、制度の濫用・悪用を行われないよう多少ハードルが高くても良いと思う。
 - 「投票資格者の4分の1以上」とした時、必要署名数は約32000件と相当な数であり、制度の濫用を防止できる規模であると思ったから。
 - 制度の濫用を防止するのに十分であり、もし住民投票の実施を請求するとしたら、投票資格者の4分の1以上の署名は必要であると思うため。
 - ハードルが低過ぎると、一定の利益や特定の思想を有する団体によって住民投票が濫発され、本当に必要な住民投票の意義が薄まると思うからです。
 - 「6分の1以上で3分の1以下」の範囲での検討は妥当である。また「4分の1以上」は濫用防止の観点、実現性の観点の両面から考えても妥当と思われる。
 - 3万件の署名であれば濫用にならないと判断できることと、規模の大きい開発など全面合意が難しいケースでは市議会と住民とで主張が異なる局面が生じる可能性があると感じたためです。
 - 必要署名数のラインが高すぎる場合と低すぎる場合とで対策の仕方が異なり判断が難しく、また制度の濫用の懸念があるため、投票資格者の4分の1以上とすることが妥当だと考えるから。

- よくある質問に記載されていた通り、4分の1以上というのはハードルが高いのではと感じましたが、1回の住民投票にかかる費用等を鑑みると制度の濫用を防ぐ事も重要と思い、賛成します。
- 一票を投じることへの責任とそれが価値あるものになる。
- 大多数の人が賛成すべき。
- 大多数の人々の賛成が得られる事。
- 署名数が少ないと説得力に欠けるから。
- 投票しやすくシステムを構築することが前提です。
- 議会による議決がなくても民意を表明するために十分であると考えます。
- ある程度の民意がある事が前提であるべきで、費用対効果も勘案すべき。
- 万一、市議会が癒着なり暴走なりしたときに、市をそれから守るという選択肢はとりやすくしておいた方がよいから。
- 必要署名数を大幅に超える署名が収集されても、議会が否決し、住民投票が実施されない場合もあることを踏まえると、署名数の割合を増やしても住民投票が必ず実施されることは妥当だと感じるから。
- 収集期間は1ヶ月と他自治体はなっているのでご検討いただきたい。
- 1/3以上でも。
- 「よほどの事態」を想定するなら1/3以上でも良い気はします。
- もう少し多い比率の方が良い。
- 大村知事のリコールの様な事のないためにも少し厳しい方がいい。
- 1/3ではハードルが高すぎる気がした。
- 少し要件としては低いのでは…と思いましたが、3分の1以上にすると住民投票での過半数との差が少なくなってしまうので、住民投票する前にある程度結果が出来てしまうように思いました。
- 運用上のプロセスとして適切な割合ということは判断が難しいが、その案件毎（市区町村の合併、解職請求以外にも）に割合を検討すべきでは。
- 基本的に賛成ですが、4分の1が特定年代層に偏らない仕組みがあった方が良いのではとも思っています。
例えば今後武蔵野市も高齢化が進んだ場合、60歳以上の占める割合が半数以上になると、高齢者だけが優遇されるような請求を押し通せるなど、公平性に欠ける可能性もあり得ます。
- 市政に意識を持っているのは全体の2割程度だと考えられるので、その人たちが署名をすれば良いと思うから。
- 署名案件に関する市の対応による負担も減ると思うから。
- 日常生活の悩みは市議会の議員が吸い上げてくれるので、少人数の意見は必要ないから。

【反対】

- 1/3以上にすべき。
- 1/3以上を必要とする。
- 「3分の1以上」が適当である。
- せめて、三分の一以上にしてほしい。
- 皆のためになることなら3分の1以上は必要。
- 1/4はハードルが低いと1/3にと思います。
- 市長が住民の意志を代表しているとは言えず、議会もまた住民の代表である。従来通りの2重のフィルターが望ましく、それを廃するならば厳格な1/3を望む。
- 4分の1の選定理由が不明確。なぜ、6分の1と3分の1の「中間」だから「適当」なのか。住民投票を実施する「よほどの事態」が発生するならば、それは議会の議決が必要なレベルの事態ではないでしょうか。であれば、同水準の3分の1とすることが「適当」と考えます。
- 1/3以上にハードルを上げておいた方が市政の安定性が維持されると考える。
- 過半数
- 少ないと思う。
- 悪用を心配します。
- 1/4では少なく感じる。
- 流動的になりがちと思う。
- 都合よく変えるべきではない。
- 1/4が市民の意見では少ない割合と感じる。
- 1/4として25%で低すぎるかなと思います。

- 権利の濫用につながると思うから。なんでもありの世の中で1/4はいかにも少なすぎる。
- まずは議会がその責任を負っており、市長選や市議選で民意を問うことが議会制民主主義だ。それを覆す程の市民が高く関心を持つ事案ならば、1/4でなくとも、1/3でも1/2でも発動できる筈である。一部の有権者だけでいたずらに税金を浪費する事態をたびたび招かないようにハードルはより高く設定すべきだ。
- 少数の意見も重要だから
- 多すぎると思う。何も動かさない。
- 1/4以上の署名を集めるのは現実的ではない。
- 他の自治体と比較した時に、4/1は多い気がするから
- 武蔵野市の必要署名数32000件では収集の難易度が高いと思う。
- もっと少なくてもいいと思います。実際に行動する人は6割と考えると1/4はハードルが高いからです。
- 基準が厳しすぎ、これでは何のために武蔵野市に住民投票制度を制定するのか意味がないです。機能しないと思います。
- 武蔵野市は本町東側、東町、南町といった東側地域、中町、御殿山、緑町といった中央地域、関前、境、桜堤といった西側地域に分けられますが、各地域によってのコミュニティが出来上がっているような感じに思えます。賛同者を募るには少々労力があるように感じますが、その中で32000件の署名を集めるとなると多すぎるように感じ、住民投票を実施するような案を出しづらくなるように思えます。
- そもそも意見を汲み上げる場が市行政であり、ハードルを上げることで果たして市民の声がしっかりと届くのか疑問。有権者数の1/4なんてそんな簡単に集められるものではない。これは市長、市議会が住民の声に対して細やかに傾聴するつもりはないと言っているのと同じ。例え1/50であろうと、良い考えだと思えば可決している。それが可決した残り1割の実績でしょう。その約1割の功績は無視されるというのであれば、市長も市議会も存在する意義は無い。むしろ市長、市議会の仕事の大半はそういう事を話し合うことなんじゃないの？面倒だからとか、濫用が…と言うのであれば、市長、議員としてしっかりと市の現状を視ていない事の裏返し。即刻辞職していただきたい。あなたたち議員は何人の有権者に選ばれて当選したのか？武蔵野市の有権者数の1/4も得票数あったのか？もしやり方変えたいなら3万2千票を取って当選してから言うて欲しいものだ。提案者の驕りが如実に現れている発想だと思う。
- もう少し少なくてもいいと思う。実質的には住民投票で決まるわけだから
- 資料の32000件は2ヶ月集計で、その他の鳥取市の例は1ヶ月です。なぜ2ヶ月と1ヶ月を同じように比べているか理解できません。何か他の恣意的な理由で賛成を得ようとしてると解釈しました。1/4でなくても住民投票の「請求」しかできないのであれば現状で問題ないと考えます。
- 1/5以上くらいが適当と思うが、正直よく分かりません。具体的な事例があるとわかり（判断）やすかったです。
- 署名を集めることのハードルの高さを考えると、投票資格者の5分の1（20パーセント）程度で良いのではないかと。
- 現代社会における投票率の低迷や個人情報も漏洩などのリスクを考えると署名活動に賛同する人はもっと少ないように思う。20%くらい？
- 最低限が6分の1としていて、他自治体も最多です。悪用を防ぐといっても、4分の1はハードルが高すぎると感じます。間をとるなら、せめて5分の1ではないでしょうか。
- 厳しすぎると考えるから。常設型の住民投票制度を持つ他自治体の前例を参考とすると半数を占める5~6分の1程度が妥当ではないかと。
- 制度の濫用、悪用にとらわれすぎており、バランスを欠いている。他自治体を参考に、1/6以上または1/5以上とするのが妥当ではないかと。
- 1/3未満1/6超は妥当だと思いましたが、1/4と1/5を比較しての妥当性について説明がなく、1/4が妥当だと判断できません。市政執行者と住民の間の健全な緊張関係を維持する観点からは、妥当な範囲であればより住

民の意思が反映しやすい方を取るべきだと思います。

- 1/6 を要望します。
- 1/6 以上とするのが良いと考えたため。
- 要件としては 1/6 以上がふさわしいと思うため。
- 1/6 以上の方が良い、かつ議会の議決なしを希望。
- 1/6 以上の自治体が多いのだから武蔵野市も 1/6 がいいと思う。
- 投票資格者すべてが署名に関心があるわけではないと思うから 1/6 以上がいいと思う。
- 「どれくらいの人課題と認識=困っているときは投票する判断をするのか」と考えれば、1/4 はいかにも大きいという印象。1/6 でよいと思う。
- 自治体側の緊張感を高めるためにもラインは低めに設定した方が良く考える。また濫用されてはならないとする考え方にも共感するため、1/6 案が良いと考える。
- 最低 1/6 の根拠が明らかでなく、また 1/3 と 1/6 の平均を取るべき理由もない。もし最低 1/6 が十分に議論された結果ならば、その 1/6 を必要数とすればよい。
- 住民投票によって市民の意向反映を図るためには、ある程度の制約も必要である。濫用を防ぐ観点から。但し、法律に基づく要件との関係からは甚だしい乖離がある。1/6 以上位で良いと思う。
- 説明③の①最低限 1/6 以上の説明が、そもそも「諮問型の制度である」という本制度の根幹部分に対して議会が議決したものとみなす場合を比較しており、論理矛盾があると感じられる。むしろ最大 1/6 以下となるべきではないか。
- 1 回の住民投票にかかる金額の大きさを考えるとあまり乱発もできないが、本来住民の意志を実際に測る為には必要な措置と考えるので、1/6 以上でも良いと思う。それよりも、住民投票にかかる予算をもっと減らすなどの自助努力が必要だと思う。
- 現状、法律に基づく住民投票は 9 割議会が否決（議会と市民の意見が相違）している中、1/4 という高いハードルでは同じように市民の意見が反映されづらいのではないかと

懸念がある。また諮問型の制度であるということも踏まえ、1/6 程度でもよいのではないか？

- 1/4 は多すぎる。せめて 1/6 から 1/8 にする。
- 真ん中という安直な発想ではなく、結果に強制力がないなら、最低ラインの 1/6 で良いと思うから。
- 最低ラインの 1/6 で良いのではないか。1/6 以上も署名が集まるということは住民の相当数が重要な 이슈 と認識した証左ではないか。
- 署名制度に対し、現在個人情報流出などの心配が懸念される上、住民投票の結果にも拘束力はなく、諮問型であるということ踏まえ、1/4 以上はハードルが高いのではないかと考えたから。
- 最低限のラインとして示されている市町村合併のケースでも「賛成多数の場合には議会が可決したこととみなす」とのことであるが、今回検討している住民投票は諮問型とのことなので、実施要件はもう少し低くしてよいのではと考えます。そのため、明確な根拠はないですが、5分の1や6分の1といったラインの方が妥当なのではと感じました。
- 10分の1でも良いと考えるから。
- 拘束型ではなく諮問型なのだから、1/4 では厳しすぎると思う。1/10 位が良いのでは。
- 問題によって変わるのですべて 1/4 とは決められない。どんな問題でも 1/4 とは考えられない。
- 議会の意見も聞くべきだと思う。
- 1/6 以上で 1/3 以下として検討した結果として 1/4 以上という件論を出す根拠が不明瞭であるため。
- 1/6 以上 1/3 以下の理屈は理解したが、その中間の 1/4 も選択する理由があいまいではないか。1/6 以上で駄目な理由は？
- 例は田舎であり、都心では単純に同じにするのはどうかと思います。尾道の場合、複数の市部が合併し、地元なので事情がよくわかります。そこと同じには言えません。
- 公正な選挙を経て選ばれた市民の代表として、市長と市議会議員という二元代表制が担保できていれば取り立て改正する必要は無いと思います。ただ市議会議員選挙の時に特定議員

の推薦人に市長の名前が記載されていたことを記憶しています。この行為は二元代表制担保に違反していないのか、疑問に思います。

【その他】

- 1/3位は必要だと思います。
- 1/4では市民の民意を表しているとはいえない。1/3。
- 「3分の1以上」でも問題ないと思う。署名は駅前等で半ば強引に収集されているため住民の意思を反映しているとは言い難く、基準は高い方が望ましい。
- 1/4ではハードルが低いと思う。過去を振り返っても強力な団体の方針を押し付けられる場合が多いと思う。せめて45%位が良いと思う。本当は55%。
- 4分の1以上と言うのが敷居が高過ぎるように思います。ただ、50分の1は敷居が低過ぎると思いますので変更は賛成です。
- 1/5程度でも良いように思う。
- 1/4のハードルは非常に高いと思う。せめて1/5以上にすべきかと思います。
- 1/5以上でもいい気がするのですが、そこはもう少し説明があるといいなと思います。
- 1/6と1/3の間という事であれば、1/5でもいいのでは？ 普段の選挙の時の投票率など政治にある程度興味を示す人がどれ位いるのか知りたい。平均投票率の4割くらいが（5割？）いいのでは？と思います。
- 普段の投票率からみても、政治に積極的に参加されている方、関心を持っている方が少ないと思われる中で、1/4が多いのか少ないのか判断しかねる。1/5や1/6でも充分検討に値する人数のようにも思う。
- 最低限のラインである1/6以上を基準とすべきと考えます。基準をあまり複数持たない方が良いと思います。
- 通常の投票率がせいぜい30%であることを考えると、その半分15%以上でよいと思います。
- 内容にもよるので一概には言えない。
- 案件により署名要件を制定できないでしょうか。
- 案件によって、必要署名数の割合を変えた方がよいと思う。市民全員に、かかわる内容で、1/4は、少ないと思う。
- 市議の罷免か条例の改正か等、市民の生活への影響度に応じて、一律ではなく、いくつかの基準を設けたほうが良いと考えるから
- 判断しかねます。要件別に署名数を設定するというのは難しいのでしょうか。4200万円もの税金が投入されるとなると一率ではなく厳密な数の設定が必要とも考えられますが、そこにもお金がかかるでしょうから判断しかねます。
- 強く反対する気持ちはないが、4分の1はハードルが高いように感じた。最低限ラインの6分の1でも問題ないように思う。
- 決めかねます。
- 考えられるほど知らない。
- 1/4の意味がわからないから。
- 頂いた資料だけで判断出来ませんでした。
- それが妥当かどうか自分では判断できない。
- 過去の事例が示されていないため、判断しかねる。
- 賛成に近いのですが、「4分の1以上」が感覚としてよく分からないのでその他にしました。
- 1/4以上から1/3以上で良いと思いますが、自身としては明確な根拠づけができません。申し訳ありませんが、判断できません。
- 全国の自治体では、どのような内容でどれくらい頻繁に署名が集められ、そのうちどれくらいがクリアして住民投票が行われているのか分からないので判断できません。
- 申し訳ないですが、議会のシステムなどを理解しきれていない為、その他とさせて頂きます。ただ、何か行動を起こす際に署名をする活動は少しアナログだと思っています。100%理解せずに署名する方が多いのも現実です。

- 「1/6 以上で 1/3 以下」として 1/4 は根拠は乏しい。ただし、ある程度ハードルを高くすることは良いと思う（むやみに住民投票に頼らない）。再検討と根拠の提示をお願いします。
- 1/4 以上というハードルにおいて同封資料では 1 例をもとに説明しているに過ぎず、資料外の関連情報を踏まえても、他の自治体と比較して厳しいハードルを設定する意義が明確に感じられませんでした。また、1/6 以上で 1/3 以下とする場合、中間とすることが適当である理由も説明されておらず、比較的多数の自治体同様 1/6 ではなぜいけないのか、納得感にかけると感じます。今後この辺りをご検討いただき、ご説明いただければと存じます。
- アンケートに同封された「市の考え方」にあるように「制度の濫用・悪用」を防ぐ目的で、ある程度高い署名要件を設定することに対しては賛成であるが、そのラインとして「投票資格者の 4 分の 1」というものが妥当か現時点では判断できないため。
- 1/4 の数値に拘らない。寧ろ”効果”が大切。
- 開かれた市政・都政より、観えやすい可視化でき、かつ希少性の原理を反映すること。
- 1/4 にしてもいいが、名古屋のような不正があった場合の刑事罰などを厳しくして不正チェックも厳しく。
- 署名は時代遅れ。議会での議決を通すのは二度手間。
- 署名活動において不正があったという事件があったので、署名以外の方法（マイナンバーなど）を活用した新しい意見発信方法があるといいと思います。
- 1/4 で問題はないが、外国籍市民に在留資格を問わないのであれば、もう少し必要数を引き上げるべき。
- 問 1 のように、国益に関連する案件に対し、外国籍市民の投票等の排除の仕組みがあれば賛成できるが、そうでない場合は反対。
- 投票資格者の半数が反対しているなら認めるべきではない。

問3 そのほか、住民投票条例（仮称）骨子案に対するご意見がありましたら
お聞かせください。

【外国籍市民について】

- 特にありませんが上記1（外国人市民も投票資格者）を含めるのは理解できません。日本国の投票制度と反しています。
- 外国籍の投票資格者の要件については、理想は理想として、条件的に慎重を要するかと思う。
（「引き続き6ヵ月以上在住の18歳以上の者」とか）
- 多様性を認め合うことは大事かもしれませんが、今後外国籍の方が増えてきたときに、自分たちが大事にしてきた価値観をないがしろにされることがないか、正直不安です。
- 外国籍の場合で、中国からの場合、現在コロナの問題があるので（中国）国の統性を考えた時に、土地の売買には制限というか他国との連携の元考慮してほしいです。賃借の場合は問題ないです。
- 多様性も含め、住民である以上、外国籍、日本籍に分ける必要はないと思う。安心・安全に住める環境のもとで、自分の意見を投票できる場はあっても良いと思う。（通る、通らないは別として）
- 在留外国人(特に国籍が同じ)が一定数より多くなった場合に制度の見直しができるような条項を設けておいたほうがよいと思う。武蔵野市として文化が損なわれるような事態に陥ることは避けたい。
- 多様性を認め合うとは甘い言葉ですね。②資料に使われている円グラフや、Q&Aの「国益に～ないか？」の回答がうやむやにはぐらかされているあたりに気持ち悪さを感じる。ざっと読んでそれだからちゃんと読んだらつっこみどころいっぱいでしょうね。
- 外国人とのトラブルは、漢字文化圏とアルファベット文化圏で大きく異なるので注意が必要。中国語の『老婆』は「妻」の意味であり『經理』は「社長」のことである。『八方美人』は日本と中国では「何にでも手を出して失敗する人」のことである、韓国では「なんでもできる、すぐれた人」の意である。
- 武蔵野市に外国籍の市民が利用できる国籍別市民団体やグループの立ち上げを促進してみるの如何かと考える。彼らの中には慣れない生活や日本人からの奇異な視線から来る疎外感が強くなってしまいう人もいる。そうした人々のために相談、もしくは協力してくれるグループがいると彼らの心の支えになるのではないかと思う。
- 住民投票は選挙結果と違い、拘束力を持たない諮問型という位置付けだというのが、住民投票が行われ、結果がこうなったという事実は強い権威をもち、世論への影響も大きいと思われる。例えば従軍慰安婦に関するクマラスワミ報告は、国連人権委員会から、その内容について「留意する」とされているだけですが、国際世論に対して極めて大きな影響力を持っています。拘束力を持たないから構わないだろう等と言う考えは絶対に許されません。国益に関する事項に対し、少しでも外国籍市民の影響があってはいけないのです。
- 外国籍の人に関する異なる在住期間による投票資格について：
何らかの大切なことを決定するための投票にはある程度日本の文化的背景を考慮する必要もあるのではないかと思う。そういう意味では、外国籍の人については、ある程度（3年など）の「在住期間の要件」を設けた方がいいように思う。そうしておかないと、現在は外国籍の人は市全体の2%（=2560人程度?）であり、大きな影響はないが（とはいえ、市民128,000人の1/4[=32000人]のうち、もしも在住外国人2560人が頑張れば、8%に該当することになる）、今後%が増えていった時に、完全に外国人の判断基準になってしまう恐れがある。それは必ずしも武蔵野市が求めている国際化ではないと思うので。

- 住民、市民とは、ただ住んでいる人の事を指すのでしょうか。ここは日本国、日本国民としての義務を果たしているからこそ、国家主権を有しているのではないのでしょうか。生活様式や宗教思想、道徳観の違う人たちの感覚と日本人とは明らかに違います。落とした財布がそのまま警察に届けられ、現金入りで戻ってくるのは日本だけだと考えればわかりやすいと思います。法や秩序を尊重して、初めて多様性は認められるはずです。解釈が行き過ぎればテロリストや暴力団、反社会勢力も認めることになります。市民権を得たいのなら定められた手続きを経て権利を取得すればいい簡単なことです。なぜわざわざ外国籍のままの権利を与えるのかが理解できません。安全と防災と防衛は表裏一体だと思います。このような安易で現実離れしている議論が起こる市政に驚愕しました。市民生活を維持する為のセキュリティータスクを念頭に議論するのが市政ではないのでしょうか。

- 問1に関連

そもそも日本国籍の人と外国籍の人を全く同様に扱う必要はないと思う。（差別がいけないのは大前提で）海外にはサバティカルもあったりバカンスもあったり、良くも悪くも文化や制度が違うのだから区別はあっても良い。日本人が3ヵ月で足りるからって彼らも同じ様にはしなくていい。というよりも本当は日本国籍だろうが、外国籍だろうが、それなりに長く住んでいる者のみを投票資格者とした所。納税者であることは言うまでもなく。

用紙②の①②③は理解できるしすばらしい理念だと思う。しかしやっぱり3ヶ月は短い。「よくある質問」として寄せられているあたり、そう感じる人はまあまあいるということ。「誰もが安心して住み続けられる」市であるなら、その要件は厳しめの方が信頼（安心）できるし、その上で要件を満たす者は「誰も排除しない」のが多様性ではないかなと。全体的に、現状外国籍の人の割合が2%だから言えること、という印象です。「武蔵野市は外国籍でも住みやすいらしい」となって（それ自体は素晴らしいこと）。10年20年の間に10%20%とかになることは想像されているのでしょうか。他の自治体とある程度足並みを揃えて欲しいというのはそういった流入の懸念によるものです。

【署名について】

- 名古屋の集計を見ると一定の抑制をしたくなるが、私個人としては性善に立つ。
- 名古屋で署名の不正があったとニュースで見ました。チェック体制をきちんとして欲しい。
- 昨今の愛知県知事リコールでの不正、費用等を踏まえ、厳格な適用基準が望ましいと考える。
- 署名収集期間不正（署名）防止の観点からは、やや長いのでは。1か月間位が適当ではないかと考える。
- 愛知県知事リコール不正署名のような事が無いよう、不正を防ぐ署名の様式なども検討して頂けたらと思います。
- 愛知県知事リコールで署名の偽造が大きな問題となりました。市の為の民意を正しく議会の場へ届けてほしいと願います。
- ニュースで見る愛知県のリコール不正署名のような事が起こらないよう、しっかりとした体制を整えることが重要だと思います。
- 一度、本件に関して署名がどの程度集まるかテストしたほうが良いと思います。（実際に必要署名数に達すかのテストも兼ねて）
- 署名というやり方は「どちらでも良い」という層がどの程度いるのかわからないので乱暴なのではないか。署名の偽造も問題になったばかりです。

- 別の問題かと思いますが、署名水増しの防止対策はどのようにされるのか提示をいただきたいです。また外国籍の方も含めるとなると、内容の理解の確認等、本人の意思の有無についても厳重に確認を行うべきだと思います。
- 眼が悪くパソコンの光る画面を見ることが大変苦痛なので見られませんが、1/4 の人数ではどうでも良いと思う人が多くなり、あとは義理や強力な力の依頼（ことに不景気でクビになりそうだったり）が多くなると思うのでやはり50%の賛成が欲しいと思う。
- 住民投票はネットも使用しても可として最低の1/6 でもいいと思います。個人的には1/10 でもよいと思う。

【その他住民投票に関するご意見】

- 市の考えに基本賛成します。
- 骨子案を決めてことに賛成します。
- とても良い試みだと思いますので、ぜひ制度化してください。
- 市議会があるのに必要がない。
- マイナンバーを使った投票だと良い
- インターネット投票などの効率化を。
- 実施に当たり、費用と条項は最小限にする。
- このような条例がある事を広く広報して欲しい。
- 住民投票の費用はもう少し下げられないでしょうか。
- 住民の声がしっかり届く為にとっても良い事だと思います。
- ペーパーレスを進めれば4200万円もかからないと考える。
- 市民には知られていないと思う。もっと知らせるべきだと思う。
- 条例を施行し、不都合があった場合に見直しがすぐできるようにしてほしい。
- 住民投票を濫用しては欲しくないので、くれぐれも慎重に検討をお願いします。
- 必要性について、もっと多くの機会を使って説明を尽くしてほしい。正直、まだピンと来ない。
- 住む人みんなが心地よい社会になればいいと思います。そのためにもこのような条例は良いと思います。
- 拙速な投票は避けて、十分な考える時間を設けるべき。意見広告を制限する（お金持ちが有利にならない様にする）
- 署名によって住民投票が実施された場合、住民投票を有効と判断するための投票率の下限を設定するべきだと思う。
- 住民投票の請求、実施に当たっては、インターネット等を活用し、より広く、効率的な運営となるよう検討をお願いします。
- 1回の投票に沢山のお金が使われるので、ぜひ行うときは慎重をお願いします。本当はそのお金を子育て支援や出産等に回してほしい。
- よくわかりませんが、投票率がとても低いという日本人の選挙意識を変えていかないと。市民投票による市民の意見反映は難しいと思います。
- 投票にかかる費用がかなり高額であるため、投票方法の仕組みを見直す事でコストダウンを図るか、署名者からの一部負担も検討して頂ければと思います。
- 両方とも反対の方に丸をつけましたが、住民投票制度自体には賛成しています。議論を重ね、より市民が納得できる制度になるように一市民として願っています。

- 制度が形骸化しないよう、市民への分かりやすい説明と透明性の高い制度設計、運用設計をお願いしたい。署名のデジタル化（電子化）についても検討をお願いしたい。
- 論点8「成立要件」について。法案を成立させるのに「2分の1以上」必要というのはハードルが高いと感じる。少数派の意見が通りにくくなってしまわないか。
- 住民と票制度が国の方に則った「憲法事項」であるから実施する為に市の条例で措置すべしというよりも（形式にとらわれずに）。真に必要なときに策定すればいい。
- 住民投票条例に直接関係するものかは分からないが、外国籍の方への考え方同様、少子高齢化が進んで今後、年齢、年代別での考え方にも考慮が必要になってくるように思う。
- 実施にあたっては、広く住民に周知することも重要であると思います。特に外国籍への方への案内はより丁寧に行うべきだと思います。また費用削減の観点から、オンライン投票の実施を検討いただきたいです。
- ①基本は選挙で選んだ市議会がよく検討すべきで、市政について住民投票を簡単に行うのはおかしい。
②外国籍の在住者との交流がそもそもない。考え方もわからない。日本人でも外国人でも短期居住者に市政に参加してほしくない。
- 議会の議決なしで住民投票となるので、市民が考え、意見を深めないうちに投票に至るとあまり意味のないものになってしまうと思います。投票の前に、議会で議論を深めたり、論点を広く告知、公開していく努力も必要かと思えます。
- 市民が政治に興味を持ち参加できるよう、市民に広めていかないと、住民投票条例を制定しても市民が使いこなせないように思います。市民として協力していきたいと思えますので、良い制度となるよう検討を引き続き宜しくお願い致します。
- 地域の行政に意見を言うには資格が必要。地域の発展に責任を負い、義務を果たしていることである。一時的にしか住めない人（住もうと思っているのかは別の話）にはその資格はなく、そういう人の意見は長年住んでいる人と摩擦を起こす。
- 署名資格者の範囲を広げた方がいいのでは？
そもそも住民投票になるような案件は重要なものだろうし、中学生、高校生にも理解できるはず。また、署名活動に参加困難な高齢者も多いと考えられる事から署名可能な人数を増やすのは妥当ではないか？
- 住民投票条例は良いと思うし、ためになると思うが、住民投票を行うための発案はどのようにすればいいのか等の動きが分からない。例えば、小金井側に住んでる人はなかなかムーブスを利用しにくいことを発案するにはどこでどのようにすればよいかなど、具体的に知りたい。
- 「住民投票」の案件になる可能性について
住民投票の対象になり得ることは何か？を考える。①市長の解職、議会の解散など②地方自治法の編成替え（合併、他への離脱）③当該市の市民全体、市域公共事業の変更を伴う案件。例：ごみ処理、地域公共病院、給水、交通利便等。
- 住民投票実施結果の取扱いについて
担保は如何に？手間暇をかけ費用も掛かる。制度の運用と効果は？投票要件（内容とも）の結果、経過、そして成果はいずれ全市民に公開されるべし。透明性、公開性、そして悪意の不首尾ごと（名古屋市）なきようサービス、情報管理に万全を。

- 「重要事項の定義」については、#1住民投票対象者と公職選挙法に基づき市政に間接的に参加できる住民との差異がある事、#2この差異が今後拡がる可能性も考慮すれば、「より広い住民の意見を聞く必要のある事項」と明記した方が良いと感じました。ご参考になれば嬉しいです。
- 住民投票が拘束型ではなく諮問型であることは良いと思います。但し、住民投票の結果が、否決される場合には、その理由について十分に説明することを条文内に明記されていることを希望します。説明がないと同じ住民投票が提起されて、税金の無駄使いになると懸念されるからです。
- 本来、住民による直接民主制度による市政運営の実現が、現在の IT 技術を活用すれば実現可能な状況になりつつあるようにも思えるため、署名や住民投票の実施方法について、IT技術の活用により、その実施のハードルを下げるのが、直接民主制に基づく一つの方策のように思えます。
- 4200 万の試算の精度は？たいてい実施するとなると、2倍、3倍になることが多く、この金額によっては問2の回答も変わってくる気がする。それほど広い市でもないの2ヵ月とする根拠が見当たらない。1ヶ月で十分では。2ヵ月も集めている間に状況が変化してしまえば意味がうすれる。
- 骨子案にある、重要事項の定義にはいずれの案にも「住民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があると認められる事項」とあり除外規定を意識した文言かもしれませんが、市長や市議会による裁量の余地があるように読めます。したがって、もし書くなら除外規定に該当しない事項などとすべきです。住民が必要だと思って規定署名数を集めたのであれば、除外規定に該当しない限りは機械的に住民投票を実施すべきです。
- 「重要事項の定義」については、#1住民投票対象者と公職選挙法に基づき市政に間接的に参加できる住民との差異がある事、#2この差異が今後拡がる可能性も考慮すれば、「より広い住民の意見を聞く必要のある事項」と明記した方が良いと感じました。ご参考になれば嬉しいです。
「議会の議決がなくても～」は良いことだと思う。「ごく一部の住民の請求で～悪意を持った～市民全体の不利益～」の説明はよくわかりました。
- 「住民投票」の仕組みづくりについて
武蔵野市においては、国（法律）が定める本制度の運用のため、それに則った市の条例によって住民投票制度を常設しておく必要性は現状においては感じられない。法の建前に基づいて条例を決めてないことは必ずしも市の不作為であったとは思わない。条例を措置しておかねばならない必要性に疑問を持つ。住民投票制度の意義を否定するわけではないが、実態として今後も発動する案件も見当たらないと思うが、この私見は愚見か？市行政と市議会の判断やいかに？

【市政運営に対するご意見等】

- 市政においても多様性を推進すべき。
- ありがとうございます。頑張ってください。
- 本条例を執行しないよう、問題を解決をしていただきたいです。
- 武蔵野市がよいよい市になるよう、一層の努力をお願いします。
- より市民が参加出来る環境を、全国の中でも率先して実行して欲しい。
- 特にはごさいません。武蔵野市の為にご尽力いただきありがとうございます。
- 右傾的な人々から反対の声が出るかもしれませんが、折れずに頑張ってください。
- 私自身、この先もずっと武蔵野市に住み続けるかわかりませんが、市民の声を聞く住みやすい市を目指してもらいたいと思います。
- まちづくりには人権の自由が大切と思う。広い考えは大切ですが、武蔵野市「ふるさと」として愛する気持ちを広くもつことです。

- 今後も武蔵野市はより良い自治体へと発展していくため引き続き議論を重ね、我々住民に対して適した政策が施行されることを望みます。
- 多種多様な人が住む東京都の武蔵野市という地域だからこそできる、市民と議会が一緒になって向かっていけるまちづくりを期待しています。
- 政治・市政とも変化に応じた対応が必要ですので、このような案は今後において有益と思います。ぜひ、改善・改革に取り組んでいただければと思います。
- 住民投票そのものが特定組織、団体に**（判読不明）しかねないので基本的に反対、選挙があるのではないですか。税金の活用（教養、福祉、設備等）に回る方を優先と考える。
- 困ったことがあって市民の声を拾い上げてもらうには、住民投票が一番力になるが、身近じゃないと協力の心も芽生えにくく、市政を考えるには難しいです。運営の皆様に感謝です。
- 住民投票をして欲しいことなどを市民に募るなどの活動があると思う。目安箱的な。（すでにそういう制度があるなら申し訳ありません）市民の意見に行政がもっと柔軟に対応して欲しい。
- 市長と議会はともに市の代表である。市長個人の意見で安易に進めず、よく意見を聞いて、私見にとらわれず極端に偏らず、国益、市の利益を考えて統率して欲しい。市長のやることを住民は見ている。
- 市長と議会の方向性が市民の意向と異なる可能性は多いにあると思う。なぜならば、市政に興味のない市民が大半を占めているからだ。市民の動機付けだけでなく、市政が参加しやすく、ある意味中毒性のある住民投票システムが必要と考えます。
- 市の運営に係るのはなるべく沢山の人に平等に当たられる方が良いのでは。隠れている良い意見もあるかもしれません。ただ、外国人だからという偏った意見にはやはり振り回されることのない様にという事も、きちんとした視点で考えてもらいたいです。
- 上記の案についてではないのですが、普段から議会で議論されている内容については、どこで広報活動されているのでしょうか？市報ですか？よく知らないのですが、YouTube の武蔵野市動画チャンネルを活用して周知してもらえるとありがたいと思いました。
- 理念は議員が市民の意見を集約するという「代表制度」として尊重すべきですが、実情は議員が「党」や「既成利益団体」にしばられています。従って一定数の請求があれば議会の議決がなくとも（費用の強制支出を伴って）住民投票を実施することに賛成です。
- こんなくだらない事を多額の費用を掛けてやるなら、もっと他に取り組むべき課題があるはず。どう考えてもプライオリティーの低い事にこんなにエネルギーを注ぐ市政運営につくづく平和ボケしていると開いた口が塞がらない。果たしてこの意見に目を通す方が何人おられますかな。
- 武蔵野市はとてもよい街だと思う。市役所の職員の対応も親切でいいねいで優しく、嫌な思いをしたことがない。困っていた時、相談にも真剣に応じてくれた。市内の NPO 等の法人もよいところが多い。だから変わらないで欲しいという思いがある。住民も変な人や危険な人が少ないと思う。
- 本条例を論じると同時に、改めて民意がきちんと反映される市議会のあり方、市議会議員選挙の見直しをお願いします。「市長と議会がどうしても市民全体の意向と違う方向を向いている状況」は住民投票以前の根本的な問題で看過できません。住民投票に頼らない、民意に沿った市議会運営をお願いします。
- 市政に関しては、選挙で議員を選んだのであるから、当選した議員の判断で物事を決めてもらいたい。個別の問題等々であるが、時としてマスコミ等におおられて直情的、近視眼的な判断しか出来ない、その様な時でも市民に代わり、冷静、合理的な判断をする人を選んだのであるから、住民投票自体不要と考える。

- 今回のアンケートの趣旨とはずれてしまいますが、先日テレビでオードリー・タン氏が「クアドラティックボーディング」という投票方法を紹介されていました。

（引用：クアドラティックボーディングはラディカルマーケットという本で提案された方法。特徴的なのは一人1票ではないという点だそうです。1票は1×1の1ポイント。2票投じるには2×2。1つの案や候補者に対して、2乗ずつしか投じられない仕組みで、100ポイントも所持していたとしたら、100人に1票ずつ投じることはできるけど、同じ候補者には10票しか投じられないという仕組み。）

住民に自分の住む自治について考えを促すという意味でとても魅力的だと感じました。市報むさしのである程度議会がどんなことになっているか知ってはいますが、手軽にアクセスできるようになると良いなと思います。

【アンケートについて】

- 考えられるほど知らない。
- Webから回答できませんでした。ログインできず。
- 資料を箇条書きにしていただけると理解しやすく分かりやすいです。
- このようなアンケートは非常に良い取り組みだと考えています。ありがとうございます。
- 骨子は判ったが、詳細また条例等条文については不明のため意見については表明できず。
- アンケートの説明文章及びQ&Aも含め、非常に分かりづらい。もっと簡潔にすべきです。
- 差出人欄があると不要と書いてあるけど間違える人がいると思う。不要なら線を引いて消すなどして下さい。混乱します。
- 転入してきたばかりのため、このようなアンケートがなければ条例の内容も把握していませんでした。よりキャッチできる仕組みや機会があると嬉しいです。
- この用紙を読んだ限りでは、私には意見を書くほど理解しておりません。戦後より武蔵野市に住み、武蔵野市を愛している老人です。よろしくお願い致します。
- 同封された資料がすでに偏っている情報に思いました。このようなアンケートの段階でさえも誘導してはいけないと思います。日本、東京、武蔵野のために、どうぞ今後ともよろしくお願いします。
- 代議員制度を取っているとはいえ、自分を含め新しい条例を作っているか知らないことが多く今回のアンケートで初めて知ったので、もっとアピールしていただきたいことと、またこのようなアンケートをもっとやるべきだと思う。
- 住民投票条例に関するアンケートに添付された市の説明文は、アンケートの結果を誘導する内容であり、アンケート結果をゆがめてしまう形態だ。今後、市は、アンケート作成をする際には、心理学者の目を加える等、更にニュートラルな立場に立って進めて頂きたい。また意見の場を与えてくださったことに感謝すると共に、より良いものとなるよう期待する。
- 今回無作為抽出市民アンケートではじめて住民投票条例について認識することができ、我が事として考えることができました。一方で、やはり骨子案の内容がややわかりづらい面があるように思います。特に住民投票の実施を請求するために必要な署名数については、実際に住民投票になるまでのフローチャートのような図があると、なお分かりやすいかもしれません。
- 今回このようなアンケートが初めて届きました。私は大学卒業後、一般的平均的生活を送っている者と考えます。このアンケートに答えるにあたり、内容理解がとても難しく驚きました。試しに中学生（私立）2年の息子に読んでもらいましたが、彼も「まったくわからない」との事でした。お金を使い、このようなアンケートを出す事、考えてもらう事はとても大切な事ですが、もっと多

問3 そのほか、住民投票条例（仮称）骨子案について
ご意見がありましたらお聞かせください。

くの人が理解できる内容にしてアンケートを出さなければ回収率も上がらないのではないかと思います。

- 今まで全く関心のなかった問題についてのいきなりのアンケートに面食らっています。市の説明を読んでなるほどと納得し、反対の理由がなく賛成としました。（こういう形のアンケートは意味があるのかが問題です）



①

アンケート調査へのご協力をお願い

～武蔵野市住民投票条例（仮称）骨子案について～

武蔵野市では、これまで培ってきた市民参加や市政運営のルールを「武蔵野市の自治」として未来にわたって継承し、発展させていくために、武蔵野市自治基本条例を制定し、令和2年4月1日に施行されました。

自治基本条例には、本市の自治を推進する仕組みの一つとして、新たに「住民投票制度」を設けることが規定されています。しかし、本市として住民投票制度を設けるためには、別に住民投票条例（仮称）を制定する必要があり、現在、より詳細な検討を進めております。

住民投票制度の検討にあたっては、本市の自治全体を俯瞰して議論された「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」の中で大きな方向性が示されていることから、この懇談会での議論の蓄積の内容を基本的な前提としながら、自治基本条例の制定過程での市民や市議会議員からの意見も十分に参考にして検討を進めております。

本アンケートは、その懇談会での議論において、今後整理すべきこととされた「投票資格者に外国籍市民を含めるかどうか」、「住民投票の実施を請求するために必要な署名数はいくつか」という2点について、広く市民の皆さまの声をお伺いし、ご意見を踏まえて条例制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

お手数ですが、武蔵野市の市民自治をさらに一歩進めるための重要な取組みとなりますので、同封いたしましたアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年3月

武蔵野市長 **松下 玲子**

1 本市における住民投票制度の趣旨

現在の国の制度において、住民の発議により行われる住民投票は、地方自治法に基づき有権者の50分の1以上の署名があれば、市長に条例制定を要求できますが、これを議会が可決しないと住民投票は実現されないものとなっています。市政運営は、二元代表制として住民からの信託を受けた市長と議会が、責任を持って行っていくことを大前提としつつ、しかしながら市政運営にかかるすべての案件を住民が選挙により市長と議会に白紙委任しているわけではありません。個別の問題や事柄において、市長と議会がどうしても市民全体の意向と違う方向を向いているという状況が今後起こらないとも限らず、もしそのような状況となった場合にも、議会が可決しないと住民投票が実施されないという法に基づく現行の制度については、本市の自治の推進を鑑みした場合に不十分ではないかと考えます。

したがって、実施の要件としての必要署名数についてはハードルを高く設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型の住民投票制度を本市において設けるべきであると考え、自治基本条例に住民投票を規定したという経緯があります。

（裏面あり）

よって、本市における住民投票制度は、あくまでも市民自治の推進を目的としているものであり、また、二元代表制を補完するものとして、市民にとっていざというときのための伝家の宝刀としての役割を持つものであり、この制度が存在することで、市長と議会がともに市民の信託にこたえるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと位置付けています。

なお、本市における住民投票制度は、投票結果に法的な拘束力がある「拘束型」の制度ではなく、市政の重要事項について住民の意思を確認する「諮問型（尊重型）」の制度であり、市長と議会はその結果を尊重したうえで、市政への反映について議論していくものです。一方、投票しない人が多い住民投票の結果まで尊重することは適切ではないと考え、投票結果には一定の成立要件を設けることを検討していますが、行政の透明性を確保するため、本市においては成立、不成立にかかわらず投票結果を開票することとしています。また、市の廃止、設置、分割、合併や市境の変更といった廃置分合及び境界変更については、自治体の憲法事項（市民全体に影響する最も重要な事項）であるため、実施しようとするときは必ず住民投票を実施することとしています（自治基本条例第19条）。

住民投票条例（仮称）の制定に向けて、特に重要と思われる15の論点を選定するとともに、これらの論点についての方向性を検討し、骨子案として取りまとめました。骨子案については、市ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。

*武蔵野市ホームページ「住民投票制度について」

http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html



2 今後の予定

本アンケートのほか、令和3年2月15日から3月15日に行ったパブリックコメント、3月7日に実施した市民意見交換会等による意見を踏まえ、令和3年度の上半期中に骨子案に基づく条例素案の検討を行います。検討の結果作成した条例素案に関するパブリックコメントを令和3年度の下半期に行い、その意見反映を行ったうえで、条例案を市議会に上程し、令和3年度中の制定及び令和4年度中の施行を目指します。

3 アンケートについて

本アンケートは、令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上のかた2,000名を無作為に選り、送付させていただきました。アンケートの提出方法につきましては、アンケート回答用紙をご確認ください。

【お問合せ先】 武蔵野市総合政策部企画調整課 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

※返信用封筒の郵便番号は、料金受取人払の関係から〒180-8790 となっています。

電話：(0422) 60-1801 Mail：SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp



～住民投票制度に関する市の考え方～

投票できる人について

投票資格者は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を要する18歳以上の者とし、

外国籍市民も投票資格者に含める こととします。

*なお、在留資格や在留期間などの要件は設けません。

【説明】

- 武蔵野市自治基本条例では、「武蔵野市に住所を有する18歳以上の者」が住民投票を請求できると定められています。
- しかし、請求できる人(=投票できる人)が日本国籍の人だけなのか、外国籍の人も含めるのかについては、自治基本条例の制定過程では結論が出なかったため、引き続き検討を進めてきました。
- この度お示しする市の考え方は、上記のとおり「外国籍市民も投票資格者に含める」ということです。その理由としては、以下の3点です。
 - ① 武蔵野市の市民自治のルールを定めた自治基本条例では、「市民」の要件に国籍の要素はありませんので、外国籍の人も「市民」に当然に含まれます。
 - ② 本市は、「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を目標として掲げています。誰もが安心して住み続けられるためには、多様性を認め合い、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する必要があると考えています。
 - ③ 国の投票制度では、日本国籍を有する人にしか投票資格が認められていません。しかし、本市の住民投票は、市の重要なことについて皆さんで考えていただき、それぞれの考え方を表明していただくための制度であるため、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の人も投票資格者とするのが大切であると判断しました。
- したがって、適法に在留資格を認められ、本市に住民登録のある外国籍の人は、日本国籍を有する人と同じ要件とします。(引き続き3か月以上在住の18歳以上の者)

【ほかの自治体では・・・】

- 常設型の住民投票制度をもつ全国78自治体のうち、43自治体が外国籍の人を投票資格者に含めています。(令和2年12月時点)
- そのなかでも、在留資格を特別永住者と永住者のみに限定している自治体が28自治体、それ以外の在留資格の人でも日本で在留期間が3年以上あるなどの要件を満たせば投票資格者に含めるとしている自治体13自治体があります。



【よくある質問】

- Q** 武蔵野市には何人くらいの外国籍の人が住んでいるの？
- A** 令和3年1月1日現在、本市には約3,200人の外国籍の人が住んでいます。
これは市全体の約2%です。
- Q** 外国籍の人については、3年以上住んでいる場合に投票資格を認めるなどしてはどうか？
- A** 日本国籍の人の場合は3か月在住で投票資格を得られるところ、外国籍の人のみに異なる在住期間の要件などを設けることには明確な合理性がないと判断しました。
- Q** ずっと住み続ける予定のない人もいるが、そういう人も投票資格者に含めてもいいの？
- A** 日本国籍の人の場合は、翌週に転出する予定の人も投票できるところ、外国籍の人のみに住み続けることを要件にすることには明確な合理性がないと判断しました。
- Q** 国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に、問題になる可能性があるのではないか？
- A** 外国籍の人に限らず、特定の集団だけで投票を提起できたり、投票の結果に影響を与える事態に陥らないよう、請求要件（必要署名数）や成立要件を設定することとします。
- Q** 外国人参政権との関連をどのように考えているの？
- A** ・参政権の代表として挙げられる選挙権は、政治を担う代表者を選ぶものであり、また、投票の結果が当落を厳密に定める拘束型の投票制度です。
・市の条例に基づく住民投票は、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというものです。選挙とは性質が異なるとともに、拘束力を持たない諮問型（住民投票の結果を市長と議会が尊重する）という位置づけです。
地方政治における外国人参政権の問題は、この「代表者を選ぶこと」「拘束型の投票であること」を前提に議論されているものであるため、市の住民投票条例の中で外国籍の人が投票資格者となるということとは別物の議論であると考えています。よって、外国人参政権の議論において問題となる違憲性、違法性などの問題は発生しません。

～住民投票制度に関する市の考え方～

住民投票の実施を請求するために必要な署名数について

住民投票の実施を請求するために必要な署名数は、

投票資格者の4分の1以上 とします。

*令和3年1月1日現在 約 32,000 件になります。

【説明】

法律に基づく住民投票は、有権者の50分の1以上の署名を集めることで、請求ができますが、議会の議決がないと住民投票は実施されません。一方で、本制度における住民投票は、必要な署名数が集まれば、議会の議決がなくても住民投票が実施されるというものです。そのため、この制度が濫用・悪用されることがないように、一定以上の高い署名要件が必要ですが、住民投票の実施が非現実的とならないよう、収集可能な署名要件である必要があります。そのため、以下のとおり検討を行いました。

① 最低限のラインは、6分の1以上

「市町村の合併」を請求する制度において、一度議会が否決した請求に対して、有権者の6分の1以上の署名を集めることで住民投票が行われ、賛成多数の場合には、議会が可決したこととみなし、合併に向けた検討が開始されます。

市政運営は、二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくという大前提がある中、議会が可決したものとみなすということは相当な重みを持つと考えられるため、少なくとも6分の1以上よりも低く署名要件を設けるべきではないと判断しました。

② 最大のラインは、3分の1以上

議会の解散や議員及び長の解職請求(リコール)の制度においては、有権者の3分の1以上の署名を集めることで、議会の議決を経ずに、住民投票が実施され、賛成多数の場合は、議会の解散や、議員や長の解職をすることができます。

一方、本制度における住民投票は、市の政策や課題等に対して、住民が意思を表明するためのものです。状況によっては、市民全体の意向と市長・議会の考えが異なる方向を向いているという場合が想定されますが、市長・議会に対し、不信任を示すリコールができる署名数と同じ重さを持つとまでは言えないと考えられます。そのため、3分の1以上よりも高く署名要件を設けるべきではないと判断しました。

③ 署名要件は、4分の1以上

「6分の1以上で3分の1以下」として検討した結果、その中間の4分の1以上とすることが、適当だと考えました。署名要件を4分の1以上したときの必要署名数は、約 32,000 件と相当な数であり、制度の濫用を防止できる規模であると考えます。

なお、有権者数が本市に近い他自治体において、過去に以下のような署名収集の実例があります。

自治体名	有権者数	署名数(収集期間)
鳥取県鳥取市(平成23年)	約 158,000 人	約 54,000 件(1か月)
広島県尾道市(平成27年)	約 118,000 人	約 25,000 件(1か月)
東京都武蔵野市	約 128,000 人	必要署名数 約 32,000 件(2か月)

【ほかの自治体では・・・】

- 常設型の住民投票制度をもつ全国78自治体の必要署名数の制定状況は以下のとおりです。(令和2年12月時点)

3分の1以上:15自治体	4分の1以上:12自治体
5分の1以上:11自治体	6分の1以上:29自治体
8分の1以上:2自治体	10分の1以上:4自治体
その他:5自治体	



【よくある質問】

- Q** 1回の住民投票にはどのくらいの費用がかかるの？
- A** 約4,200万円の費用が必要と試算しています。
- Q** 署名はどのくらいの期間で集めればいいのか？
- A** 現在の案は2か月間です。法に基づく議会の解散請求や市町村の合併を請求するときは、1か月間であるところ、その倍の期間を設けることを想定しています。
- Q** 全国的に、法律に基づく住民投票は実施されているの？
- A** 有権者の50分の1以上の署名を集めて請求しても、約9割において議会が否決しているという状況があります。直近の横浜市や品川区においても、必要署名数を大幅に超える署名が収集されましたが、議会が否決し、住民投票は実施されていません。
- Q** 署名要件が4分の1以上というのはあまりにハードルが高すぎるのではないかと？
- A** 法律に基づく50分の1以上の署名要件は、市民全体の代表である議会の議決というフィルターを通すからこそ、住民のうちのごく一部（本市では約2,600人）という規模での請求ができるものです。これが、議会というフィルターを通さずに投票が実施されることになるため、ごく一部の住民の請求で簡単にできてしまうことは、さまざまな利害や、場合によっては悪意を持った提起により投票が実施されるということになり、市政の安定性が失われ、市民全体の不利益につながりかねません。よって、この投票が行われるのは、市民全体を二分するような大々的な議論が巻き起こった時や、市民全体から相当の政治不信を招く状況が生じた場合など、「よほどの事態」であることが想定されます。この「よほどの事態」と判断できるのは、果たしてどれくらいの署名要件に相当するか、という視点で検討した結果、前ページのとおり4分の1という結論に至ったものです。

住民投票条例（仮称）骨子案に関する無作為抽出市民アンケート

回答にあたってのお願い

- 1 まずは①「本市における住民投票制度の趣旨」と②③「～住民投票制度に関する市の考え方～」をお読みください。
- 2 以下の設問について、あてはまる選択肢の番号に○をつけて、その理由を（ ）の中に記入してください。
- 3 回答したアンケートは、**3月31日（消印有効）まで**に、返信用封筒に入れて郵送してください。差出人記名欄がありますが、記名は不要です。また、切手も必要ありません。

郵送のほか、メール、ファックス、直接、市役所企画調整課への提出も受け付けています。

なお、アンケート内容について、分からないことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

※Webからも回答ができます。以下のページのリンク先からユーザーIDとパスワードをご入力の上、ご

回答ください。 ■ユーザーID: touhyou パスワード: 20210331

[http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html)

[kikakuseisakushitsu/1031353/index.html](http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html)



【提出・問合せ先】 武蔵野市総合政策部企画調整課

電話:0422-60-1801 ファックス:0422-51-5638

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

問1 ②「外国籍市民も投票資格者に含める」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

1 賛成	2 反対	3 その他
理由 ()		

問2 ③必要署名数を「投票資格者の4分の1以上」とする市の考え方へのご意見をお聞かせください。

1 賛成	2 反対	3 その他
理由 ()		

問3 そのほか、住民投票条例（仮称）骨子案についてご意見がありましたらお聞かせください。

※記入欄が足りない場合は、裏面に記入してください。

問4 あなたの年齢を教えてください。

1 10歳代	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代
5 50歳代	6 60歳代	7 70歳代	8 80歳以上

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

皆さまからいただいたご意見を踏まえて、今後の住民投票条例（仮称）の検討を進めてまいります。